

## 令和6年第1回取手市議会定例会提出予定議案説明記録【未校正速報版】

実施年月日	令和6年2月26日
実施方法	オンライン会議システム「Zoom」

○市長（中村 修君） 令和6年第1回定例会に係る議案の提案理由の説明に先立ちまして、令和6年度市政運営の基本方針について、ご説明申し上げます。昨年の4月に、多くの皆様からの御支援をいただき取手市長を拝命しまして、早いもので1年を迎えようとしております。この1年間、今までの取組をしっかりと継続し、そしてまた新たな取組について挑戦していくことを掲げ、市政運営を進めてまいりました。令和6年度は、市の最上位計画である第六次取手市総合計画の基本計画、とりで未来創造プラン2024が始まる節目の年となります。この計画は、就任してから私の市長としての政策方針や、時代の変化等を踏まえて策定に取り組んでまいりまして、このたび、ようやく形として皆様にお示しすることができました。令和6年度の施政の考え方としまして、本市にお住まいの皆様方に日々を安心して暮らしていただくこと、そしてまた、市民の皆様一人一人に明るい未来を描いていただけることが大切であると考えております。そのために市に活力をもたらしていく取組とともに、人生のライフステージに応じたきめ細やかな施策を展開してまいります。

まず、妊娠期からのサポートとしまして、妊産婦・子育て女性の健康増進・メンタルヘルスの向上につなげ、子どもを育てやすい環境づくりを進めてまいります。また、学校校舎の増築や長寿命化によって快適な学習環境を整備していくとともに、通学路の安全対策に取り組む、子どもたちを安心して育てていくことができる環境づくりを進めてまいります。そして、この4月には、市の組織改編によって福祉部に、こども政策室を設置します。子どもに関わる様々な施策の横断的な司令塔機能として動き出すことで、市としても国が掲げる子どもを中心に考える社会の実現に向け、全庁一丸となって取り組んでいく考えでございます。さらに、子どもたちだけではなく、誰一人取り残さない医療、福祉、健康施策への取組や、生涯学習やスポーツを気軽に楽しむことができる環境を整備していくことで、人生100年時代を心身共に豊かに過ごせる社会の実現を進めてまいります。次世代に取手市をつないでいくためには、財源となる歳入を確保していく必要があることから、ふるさと納税について、さらなる増収を図るための取組として——取組として進め、あわせて市の認知度の向上につなげてまいります。

次の世代のためには市の活性化も欠かせません。未来の取手に活力をもたらす事業としましては、取手駅西口地区について、多機能な都市機能の集積と土地の高度利用の促進を図るための都市基盤整備を進めつつ、再開発準備組合に対する支援を行い、町の顔として魅力ある中心市街地の形成を進めてまいります。また、桑原地区における新市街地の創出を目指して、引き続き都市計画決定に向けた関係機関との協議を進めつつ、土地区画整理準備組合に対する支援を行ってまいります。さらに、取手市のよさを知っていただくため

には、これらの取組を内外に発信していくことが重要であると考えています。そのためにシティプロモーションサイトをリニューアルし、市の魅力発信力を強化していくとともに、定住化促進住宅補助事業、とりで住ま入る（スマイル）支援プラン、そして結婚新生活支援事業に取り組んでいくことで、移住・定住の後押しを行ってまいります。これらに加え、いつ起きるか分からない災害リスクへの備えや、脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策や環境教育を進めてまいります。さらに、デジタル化があらゆる分野で進む中、保育施設入所手続のオンライン化など、各種手続における市民の方々の負担軽減についても進めてまいります。

私たちが住む取手市を皆様にもっともっと好きになっていただき、次の世代につないでいくためには、本市が持つ限りない可能性を引き出し、魅力を発信していく必要があります。令和6年度は、取手の夏の風物詩である、とりで利根川大花火において、花火の数を増発し、取手の名を全国に発信してまいります。この花火と同じように、これまで取り組んできた様々な事業が花開き、躍進していく、そのような年にしていきたいと考えております。

議員の皆様、市民の皆様とともに、住み続けるほど好きになる街、取手を作り上げていくために、一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げまして、令和6年度の施政方針とさせていただきます。

それでは、議案第3号から議案第35号までの33件を一括いたしまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第3号、取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、地方自治法施行令が改正され、条項の移動が生じることに伴い、同施行令を引用する条例の規定を改正するものであります。

議案第4号、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、保育所嘱託医師及び保育所嘱託歯科医師の報酬について、職務の内容及び責任に応じた額に増額すること、いじめ問題専門委員会委員及びいじめ問題再調査委員会委員の報酬について、委員が調査や報告書作成等の事務に従事した場合における報酬額を整備すること、学校運営協議会委員の報酬について、「一つの学校運営協議会当たり」の年額に変更すること、以上に関する規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第5号、取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、市職員の特殊勤務手当について、公立保育所における医療的ケア児の入所受入れに備えるため、職員が対象児童に対し医療的ケアを行った場合の特殊勤務手当を新設するとともに、生活保護のケースワーク業務に従事する職員の特殊勤務手当について、従来の「月額による支給」から「職員の従事実績に基づく、職務1日当たりの額による支給」に切り替えるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第6号、取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったことを踏まえ、勤勉手当の支給のため

に必要な措置を講ずるため、関係する条例の一部を改正するものであります。

議案第7号、取手市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。介護保険事業は、介護保険法に基づき3年に1度、今後3か年の事業計画を策定して実施することになっております。現在の介護保険事業は、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画に基づき実施してまいりましたが、本年度をもって終了するため、新たに令和6年度から令和8年度まで第9期取手市介護保険事業計画を策定しております。このたび、同事業計画期間に向けて介護保険法施行令が改正されたことを踏まえ、介護保険料額及び算定基準等の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第8号、取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めている厚生労働省令の一部改正に伴い、その基準を参酌している本条例の一部を改正するものであります。

議案第9号、取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、指定地域密着型サービスの人員、設備、運営に関する基準を定めている厚生労働省令の一部改正に伴い、その基準を参酌している本条例の一部を改正するものであります。

議案第10号、取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営及び並びに同サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めている厚生労働省令の一部改正に伴い、その基準を参酌している本条例の一部を改正するものであります。

議案第11号、取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに同事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めている厚生労働省令の一部改正に伴い、その基準を参酌している本条例の一部を改正するものであります。

議案第12号、取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、内閣府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正により、施設における重要事項の書面掲示の義務づけの見直し等が行われることに伴い、本市においても同様の措置を講ずるほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正により、条例が引用する法律の条項に移動が生じることに伴い、所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第13号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、子育て世代の負担軽減及び次世代育成支援の推進を図ることを目的

とし、政令で定める減額措置に加えて、市独自の減免措置により子育て世代の経済的支援を拡充するため、本条例の一部を改正するものであります。このたびの改正により、産前産後期間における所得割保険税及び被保険者均等割保険税の減免措置について、現行の政令による減額措置である単胎妊娠4か月、多胎妊娠6か月間に加えて8か月間を減免し、単胎妊娠12か月間、多胎妊娠14か月間に拡充いたします。また、18歳以下の被保険者均等割保険税の減免については、現行の減免措置を拡充し、18歳以下の全ての被保険者について100%減免いたします。

議案第14号、取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、茨城県医療福祉費等補助金交付要項の一部改正に伴い、身体障害者手帳で4級に該当し、かつ、療育手帳でBに該当する者、身体障害者手帳で3級または4級に該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳で2級に該当する者、療育手帳でBに該当する者で、かつ、精神障害者保健福祉手帳で2級に該当する者を要件に加え、重度心身障がいの補助対象者を拡大するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第15号、取手市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が改正されることに伴い、同法を引用する規定について所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第16号、取手市建築基準条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、建築基準法が改正され、耐火建築物に係る主要構造部規制が合理化されることに伴い、条例においても所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第17号、取手市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、本条例に関連する法令の改正等を踏まえ、新たに所定の手数料の規定を定めるとともに、一部の手数料の額を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。まず、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、手数料の新設を行うなど所要の措置を講ずるほか、長期優良住宅建築等計画等認定申請における手数料の額を改定するものであります。次に、地方公共団体の手数料の基準に関する政令の改正により、危険物貯蔵所の設置許可申請手数料の額が変更されたことから、本市においても同様の措置を講ずるものであります。

議案第18号、市道路線の認定についてであります。本件につきましては、開発行為により市に帰属された道路について、当該路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号、市道路線の変更についてであります。本件につきましては、稲戸井調節池事業及び県道谷田部・藤代線整備工事により、道路形態が変更されるもの並びに開発行為等により路線の終点を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号、市道路線の廃止についてであります。本件につきましては、公衆用道路としての形態がなく道路としての機能を有していないもの、及び稲戸井調節池事業により道路としての用途を有さなくなる市道路線を廃止するため、議会の議決を求めるものであります。

ります。

議案第 21 号、取手小学校他 7 校小学校教師用デジタル教科書・教師用指導書の取得についてであります。本件につきましては、小学校教科書の全面改訂に伴う令和 6 年度からの学習指導の準備のため、教材研究や研修が不可欠であることから、授業及び教材研究に資する教師用デジタル教科書や教師用指導書を令和 5 年度中に購入し、学習指導の工夫改善に役立てるために取得することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、契約金額は 2,538 万 7,340 円であり、契約の相手は株式会社海老原であります。

議案第 22 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 11 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3 億 2,460 万 7,000 円を増額し、予算総額を 475 億 9,552 万 6,000 円とするものであります。今回の補正予算の内容は、低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業であります。国は、令和 6 年度税制改正による定額減税と併せて、低所得者支援及び定額減税を補足する給付を行うこととしました。取手市においても、住民税の均等割のみが課税されている世帯及び低所得者の子育て世帯への加算の給付を早期に開始するため、本事業の実施に要する経費を計上しております。なお、本件につきましては、議会最終日より早い時期での予算執行が必要となることから、議会開会初日での先議をお願いするものでございます。

議案第 23 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 12 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 19 億 1,553 万 7,000 円を増額し、予算総額を 495 億 1,106 万 3,000 円とするものであります。今回の補正予算の主な内容は、大きく 2 点ございます。まず 1 点目は、市の令和 6 年度当初予算への計上を予定しておりました学校施設整備事業と地籍調査事業が、国の令和 5 年度の補助事業に該当したことから、令和 5 年度予算へ前倒しするものであります。2 点目は、社会保障関係費の増額であります。利用件数の増加や人件費の引上げなどにより、年度末に向けて不足が見込まれる経費を増額しております。主な補正内容は以上となりますが、これら以外にも事業費の確定に伴う計数整理などを行っております。詳細につきましては、御手元の議案書を御参照いただきますようお願い申し上げます。

議案第 24 号、令和 5 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 4 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 8,540 万円を減額し、予算総額を 14 億 5,141 万 4,000 円とするものであります。歳出予算の補正内容につきましては、取手駅北地区建築物整備事業に要する経費の市街地再開発事業等補助金の減額を計上しております。次に、歳入予算の補正内容につきましては、歳出に伴う財源であります国庫支出金等の減額を計上しております。また、繰越明許費は取手駅北土地地区画整理事業に要する経費を計上するものであります。

議案第 25 号、令和 5 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 580 万 3,000 円を増額し、予算総額を 112 億 5,374 万 6,000 円とするものであります。主な歳入歳出予

算の補正内容につきましては、国保財政調整基金利子の確定に伴う増額となっております。

議案第 26 号、令和 5 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 713 万 9,000 円を増額し、予算総額を 35 億 8,288 万 5,000 円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、後期高齢者医療広域連合への保険料納付金の増額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、保険基盤安定対策費繰入金を増額を計上しております。

議案第 27 号、令和 5 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 114 万 7,000 円を増額し、予算総額を 92 億 9,516 万円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、介護給付費準備基金積立金の増額を計上しております。次に、歳入予算の主な補正内容につきましては、介護保険料普通徴収分、財政調整交付金等の増額を計上しております。また、介護保険料特別徴収分、介護給付費準備基金繰入金等の減額を計上しております。

議案第 28 号、令和 5 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 2 億 6,942 万 9,000 円を減額し、予算総額を 18 億 7,248 万 1,000 円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、通常競輪事業に要する経費の減額を計上しております。次に、歳入予算の主な補正内容につきましては、通常開催車券発売収入の減額を計上しております。

議案第 29 号、令和 6 年度取手市一般会計予算についてであります。当初予算の規模は、428 億 4,000 万円となり、過去最大となりました。令和 6 年度は、とりで未来創造プラン 2024 の初年度として、この計画に描いた未来の取手へ向かって飛躍していく節目の年となります。そのため、新年度予算の編成に当たっては、行政運営の継続性に配慮しつつ、新たな挑戦にも果敢に取り組んでいくという考え方の下、快適で利便性の高い都市空間づくり、魅力の創造と発信、未来をつくる世代を育むまちづくり、健康でいきいきとした社会の実現、安全安心なまちと未来を見据えた環境整備、持続可能な地域社会の構築の 6 つを基本方針として、市民生活を守り、取手市のさらなる発展を目指すための予算編成をいたしました。

主なものを幾つか申し上げますと、まず中心市街地の整備や新市街地の創出に向けた取組を着実に進めつつ、市の知名度・魅力度の向上から交流人口の増加、定住人口の拡大までの一連の施策を拡充します。次に、子どもに関する施策の総合的な推進に向けた計画・体制を整えるとともに、学校施設の整備や教育にかかる費用負担の軽減などをはじめとした教育環境の充実にも取り組みます。また、市民の健康づくり意識の向上、地域における障がい者支援体制の強化などを通して、様々な個性を持った方々が生き生きと過ごせるまちづくりを進めます。さらに、引き続き、地球温暖化対策に取り組みつつ、インフラ整備や災害時の対応力強化、行政のデジタル化などの施策も着実に展開し、安全安心で持続可能な地域づくりを進めてまいります。ふるさと納税についても、引き続き力を入れて取り

組み、これらの事業の財源とするのみならず、取手市の名前と特産品を全国に広めてまいります。令和6年度はこれらの事業をはじめとした様々な施策を力強く推進し、市勢発展に向け着実に歩みを進めてまいります。

議案第30号、令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算についてであります。予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億6,873万8,000円を計上しており、前年度比で4%の減であります。予算の主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、国庫支出金、一般会計繰入金、市債を計上しております。次に歳出につきましては、取手駅北土地区画整理事業に要する経費の工事請負費及び補償、補てん及び賠償金、取手駅北地区建築物整備事業に要する経費の市街地再開発事業等補助金を計上しております。また、公債費につきましても、償還金としまして元金及び利子を計上しております。

議案第31号、令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。予算の総額は、歳入歳出それぞれ102億71万7,000円を計上しており、前年度比で3.4%の減であります。予算の主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、国民健康保険税、県支出金、一般会計繰入金を計上しております。次に、歳出につきましては、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費を計上しております。

議案第32号、令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億3,358万円を計上しており、前年度比で11.9%の増であります。予算の主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金を計上しております。次に、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合に納付いたします保険料納付金及び医療給付費納付金を計上しております。

議案第33号、令和6年度取手市介護保険特別会計予算についてであります。予算の総額は、歳入歳出それぞれ92億82万5,000円を計上しており、前年度比で3.6%の増であります。予算の主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料、国庫支出金、また40歳から64歳の第2号被保険者保険料であります支払基金交付金、県支出金、繰入金等を計上しております。次に歳出につきましては、自宅を中心に利用するサービスの居宅介護サービス給付費、特別養護老人ホーム等の入所者が受けるサービスの施設介護サービス給付費等を計上しております。地域支援事業費につきましては、介護予防事業費、包括的支援事業費等を計上しております。

議案第34号、令和6年度取手市競輪事業特別会計予算についてであります。予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億3,377万5,000円を計上しており、前年度比で0.4%の減であります。歳入につきましては、車券発売収入を計上しております。歳出につきましては、競輪事業費を計上しております。

議案第35号、令和6年度取手地方公平委員会特別会計予算についてであります。予算の総額は、歳入歳出それぞれ69万円を計上しており、前年度比で7.9%の減であります。予算の主な内容を申し上げますと、歳入につきましては各構成団体からの負担金、繰越金を計上しております。次に、歳出につきましては、公平委員会事務に要する経費として、旅費、需用費、負担金等、公平委員報酬等に要する経費として、報酬、費用弁償を計上しております。

続きまして、同意案第2号、取手市教育委員会委員の選任に関する同意についてであります。教育委員会委員の猪瀬哲哉氏が令和6年3月31日をもちまして任期満了となられるため、引き続き同氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。お手元に配付しました経歴書のとおり、猪瀬氏は長年教育行政に携わり、教育に関し高い識見を有する方であるとともに、人格が高潔で人望の厚い方であります。

続きまして、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本件につきまして、現在取手市には、人権擁護委員法に基づき法務大臣から委嘱された人権擁護委員が11名おりますが、このうち日和佐壽美子氏が令和6年6月30日をもちまして任期満了となります。推薦する日和佐壽美子氏につきましては、人権擁護委員として平成30年より6年間にわたり、熱心に人権相談や人権啓発活動などに取り組んでいただいております。今後ともその経験を生かし、人権擁護委員として御活躍いただけるものと考え、引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

以上、提出議案につきまして、提案理由をご説明申し上げました。詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

**○総務部長（鈴木文江君）** 総務部所管の議案について、私、総務部、鈴木のほうから説明させていただきます。

議案第3号、取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。地方自治法施行令が改正され、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責について規定する条項の移動が生じることに伴い、この条項を引用している条例の規定について改正するものです。

続きまして、議案第4号、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。本件につきましては、本市の非常勤特別職のうち、5つの職種の報酬に関わるものでございますが、改正内容に応じ大きく3つに分けて説明させていただきます。まず1つ目は、保育所嘱託医師及び保育所嘱託歯科医師の報酬の増額です。報酬額をその職務の内容及び責任に応じた額とするため、保育所嘱託医師の報酬は従来の年額13万5,000円から年額20万円に、保育所嘱託歯科医師の報酬は従来の年額9万円から年額15万円に増額いたします。2つ目は、いじめ問題専門委員会委員及びいじめ問題再調査委員会委員に調査や報告書作成等を依頼する場合の報酬額の規定の整備です。一般的な委員会や審議会の委員のように、調査等に関わらない立場で委員会等に臨む場合に比べ、委員にいじめの事案に係る調査や報告書の作成等の事務をお願いする場合は、業務量や業務に従事する時間が非常に過大となります。そのため、委員が調査、報告書策定等の事務に従事した場合における報酬額を別に定めるため、条例には1日の上限額を8万8,000円と規定した上で、その詳細は規則に定めることといたします。3つ目は、学校運営協議会委員の報酬の規定の変更です。これまでは単に、学校運営協議会委員の年額の報酬として規定されていたところ、支給単位を「一つの学校運営協議会当たり」に変更することにより、複数の学校運営協議会委員に任命された場合に、それぞれの学校

運営協議会ごとの委員報酬をお支払いすることが可能となります。

続きまして、議案第5号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてです。本件につきましては、本市職員に対して支給する特殊勤務手当について、2つの改正を予定しております。まず1つ目として、公立保育所における医療的ケア児の入所受入れに備えるため、職員が対象児童に対し医療的ケアを行った場合の特殊勤務手当を新設いたします。条例にて一月当たりの上限額を5,000円と定めた上で、作業に従事した日1日当たりの額を500円として規則で定める予定です。次に2つ目として、社会福祉課の生活保護事務に係る現業業務、いわゆるケースワーク業務に従事する職員に対する特殊勤務手当についてです。従来は、職員の従事实績にかかわらず、月額5,000円の固定額で支給していましたが、今回の改正により、医療的ケアに従事する職員の特殊勤務手当と同様、一月当たりの上限額を5,000円と定めた上で、職務に従事した日1日当たりの額を500円として、従事实績に基づいた額による支給に切り替えます。

続きまして、議案第6号、取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。本件につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったことを踏まえ、勤勉手当の支給のために必要な措置を講ずるため、関係する条例の一部を改正するものです。支給対象者や基礎額の算出については、現行の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例における期末手当に関する取扱いと同様となります。また支給率につきましても、期末手当と同様、正職員に準じた支給率となり、年間の支給率は2.05月となります。

以上、総務部所管についてご説明申し上げます。

○福祉部長（彦坂 哲君） 続きまして、福祉部所管の議案について、福祉部、彦坂より御説明いたします。

議案第7号、取手市介護保険条例の一部を改正する条例についてです。介護保険事業は、介護保険法に基づき3年に1度、今後3か年の事業計画を策定して実施することになっております。現在の介護保険事業は、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画に基づき実施してまいりましたが、本年度末をもって終了するため、新たに令和6年度から令和8年度まで第9期取手市介護保険事業計画を策定しております。このたび、同事業計画期間に向けて介護保険法施行令が改正されたことを踏まえ、介護保険料額及び算定基準等の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものです。

続きまして、議案第8号、取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について御説明いたします。厚生労働省令の一部改正に伴い、その基準を参酌している本市の条例の一部を改正するものです。指定居宅介護支援事業は、介護保険サービスを適切に利用するために、ケアマネジャーがケアプランの作成、居宅介護サービス事業所などとの連絡調整を行う事業となり、市町村が指導・監督を行います。

続きまして、議案第9号、取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。厚生労働省令の一部改正に伴い、その基準を参酌している本市の条例の一部を改正するものです。指定地域密着型サービスとは、認知症高齢者や中重度の要介護高齢者が、できる限り住み慣

れた地域で生活が継続できるように提供されるサービスで、市町村が指導・監督を行います。例としては、認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症グループホームなどがこれに当たります。

続きまして、議案第 10 号、取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。厚生労働省令の一部改正に伴い、その基準を参酌している本市の条例の一部を改正するものです。指定地域密着型介護予防サービスとは、要支援 1・要支援 2 の方が、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように提供されるサービスで、市町村が指導・監督を行います。

続きまして、議案第 11 号、取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。厚生労働省令の一部改正に伴い、その基準を参酌している本市の条例の一部を改正するものです。指定介護予防支援とは、要支援 1・要支援 2 の方が介護保険の介護予防サービスなどを適切に利用するために、ケアプランの作成、サービス提供事業所などとの連絡調整を行う事業となり、市町村が指導・監督を行います。

続きまして、議案第 12 号、取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。本件につきましては、内閣府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正により、施設における重要事項の書面揭示義務づけを見直し、書面揭示に加えてインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととされたこと、及び府令基準中の文言の適正化が行われたことに伴い、本市においても同様の措置を講ずるものです。またあわせて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正により、条例で引用する同法の規定に移動が生じたことから、対応する条例の改正を行うものです。

福祉部所管事項については以上となります。

**○健康増進部長（渡来真一君）** 健康増進部、渡来です。議案第 13 号及び議案第 14 号を続けて御説明いたします。まず、議案第 13 号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。こちらは政令で定める減額措置に加えて、市独自の減免措置により子育て世代の経済的支援を拡充するため、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額、並びに 18 歳以下の被保険者均等割額に係る減免措置を拡充するものになります。出産被保険者の減免措置について、現行の政令による減額措置である単胎妊娠 4 か月間、多胎妊娠 6 か月間に加えて 8 か月間を減免することにより、単胎妊娠 12 か月間、多胎妊娠 14 か月間に拡充し、子育て世代の負担を軽減するものです。また、18 歳以下の被保険者均等割額の減免については、平成 30 年度より 18 歳以下の被保険者均等割額を 50%減免し、令和 4 年度には第 2 子以降の被保険者均等割額を全額免除としてきました。令和 6 年度からは、18 歳以下の全ての被保険者について 100%

減免と拡充し、子育て世代の負担をさらに軽減するものとなります。なお、現時点での推計ですが、来年度これらの制度を適用した場合、出産被保険者数としては約 50 人、減免額は約 200 万円、18 歳以下の被保険者数は約 1,400 人、減免額は約 2,400 万円となります。議案第 13 号については以上となります。

次に、議案第 14 号、取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。茨城県の医療福祉費等補助金交付要項が改正され、補助金の交付対象者が拡大されることに伴い、本市においても同様の措置を講ずるため、身体障害者手帳 3 級・4 級を交付され、かつ、精神障害者保健福祉手帳 2 級の交付を受けた者、並びに療育手帳 B に該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳 2 級または身体障害者手帳 4 級の交付を受けた者を医療福祉費の支給の対象とするため、本条例の一部を改正するものです。議案第 14 号については以上となります。

**○建設部長（前野 拓君）** 建設部の前野です。議案第 15 号、取手市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。本件は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、これらが改正されることに伴い、同法を引用する規定について所要の整理を行うため、取手市営住宅条例の一部を改正するものでございます。改正点ですが、本条例第 6 条第 2 項ケの（イ）につきまして、引用する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律において、保護命令制度の拡充が行われ、法の条文では使用されていなかった用語などが法において定められることにより引用条項が変更となるため、本条例の一部を改正するものです。議案第 15 号の説明は以上です。

**○都市整備部長（浅野和生君）** 都市整備部、浅野です。議案第 16 号、取手市建築基準条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本件につきましては、建築基準法が一部改正され、建築物における木材活用のさらなる促進により脱炭素社会に寄与することを目的として、耐火建築物における部分的な木造化が可能となる特定主要構造部という概念が新設され、主要構造部規制の合理化が図られたことに伴い、所要の整備を行うものです。

続きまして、議案第 17 号、取手市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本件につきましては、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、手数料の新設を行う等、所要の措置を講ずるほか、長期優良住宅建築等計画等認定申請における手数料の額を改定するため、本条例の一部を改正するものです。

**○消防長（岡田直紀君）** 消防本部の岡田です。議案第 17 号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について、別表第 2 の消防関係について御説明させていただきます。今回、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋式特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請手数料の額が変更されました。この改正は、令和 2 年に、主にコンビナートなどに設置されている浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋式特定屋外タンク貯蔵所の安全対策が強化され、審査内容が変化したことに伴い、審査時間が増加した実態を踏まえて、直近の人件費・物件費などを反映した場合の額と、現行の手数料の標準額との乖離を確認した上で、改正の可否を判断し行われたも

のです。この政令改正に伴い、本市においても同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。議案第 17 号の説明は以上となります。

○建設部長（前野 拓君） 建設部の前野です。議案第 18 号、市道路線の認定について、並びに議案第 19 号、市道路線の変更について、議案第 20 号、市道路線の廃止について、一括して御説明いたします。まず、議案第 18 号、市道路線の認定についてです。本件は開発行為により市に帰属された道路（台宿二丁目地区 1 路線）について、当該路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。議案書 1 ページの表と 2 ページの位置図、並びに 3 ページの認定図を併せて御覧ください。路線名 1-4538 号線は、台宿コミュニティセンターの北東側に位置する路線です。起点は台宿二丁目 611 番 17、終点は台宿二丁目 611 番 16、延長は 38.96 メートル、幅員は最大で 8 メートル、最小で 5 メートルです。

続きまして、議案第 19 号、市道路線の変更についてご説明申し上げます。本件につきましては、稲戸井調節池整備事業及び県道谷田部・藤代線整備工事により路線延長が変更となるほか、小浮気地区において、道路に隣接する土地所有者の方から、路線の一部払下げの願い出を受け、路線延長を変更するため、議会の議決を求めるものです。3 路線が対象となります。

初めに、戸頭地区 1 路線です。議案書 1 ページの表と 2 ページの位置図 1 並びに 3 ページと 4 ページの変更図 1、変更前・変更後の図面を併せて御覧ください。市道 1-2026 号線は稲戸井調節池内の路線であり、新大利根橋の東側に位置する路線です。変更点は、起終点のうち、終点が戸頭 2154 番 2 に変更となり、路線延長は 808.7 メートルから 370 メートルとなり、最大幅員は 8.4 メートルから 4.3 メートルに、最小幅員は 2.5 メートルから 2.8 メートルと変更となっております。なお、当該路線につきましては、現在、国土交通省で行われている稲戸井調節池整備事業の一環として、当該路線において今後掘削工事が進められることから、一部の区間で道路形態が消滅することにより、路線延長等に変更が生じるものです。

続きまして、上萱場・下萱場地区 1 路線についてです。議案書 1 ページの表と 5 ページの位置図 2、並びに 6 ページと 7 ページの変更図 2、変更前・変更後を併せて御覧ください。市道 2-3081 号線は、上萱場集会所の東側に位置する路線です。変更点は、当該路線に並走する県道谷田部・藤代線整備工事により、路線延長は 451 メートルから 466 メートル、最大幅員が 5.5 メートルから 6 メートルに変更となっております。また、今回の変更に合わせて起点となる地番の見直しを行い、その結果、起点の地番を上萱場 2164 番に変更いたしました。なお、終点の地番並びに道路の最小幅員につきましては変更はございません。

3 路線目は、小浮気地区の 1 路線です。議案書 1 ページの表と 8 ページの位置図 3、並びに 9 ページと 10 ページの変更図 3、変更前・変更後を併せて御覧ください。市道 2-4590 号線は国道 6 号と北浦川に隣接する路線です。当該路線の隣接する土地所有者の方から、自己所有地、並びに当該路線の一部を含めた一体的な土地の利活用を図りたいとの申出が市に寄せられました。市では当該路線の一部を払い下げ、申出のあった隣接所有者

への売却に向けて準備を進めていることから、当該路線の延長に変更が生じたものです。変更点は、起終点のうち、終点が小浮気 134 番 2 に変更となり、路線延長は 354.4 メートルから 219.4 メートルに変更となります。起点の地番並びに道路幅員につきましては変更はございません。

最後に、議案第 20 号、市道路線の廃止について御説明いたします。本件につきましては、新取手地区 1 路線、戸頭地区 2 路線につきまして、当該路線を廃止するため、議会の議決を求めるものです。

初めに、新取手地区 1 路線についてです。議案書 1 ページの表と 2 ページの位置図 1、並びに 3 ページの廃止図 1 を併せて御覧ください。市道 1-1384 号線は、大山緑地に隣接する路線です。起点は新取手三丁目 4413 番、終点が新取手三丁目 4283 番、路線延長は 28.7 メートル、幅員は最大で 2.4 メートル、最小で 1 メートルとなっております。当該路線は公衆用道路としての形態がないことから、今後は大山緑地の敷地として一体的に管理を行うため、廃止をするものです。

続きまして、戸頭地区 2 路線についてです。議案書 1 ページの表と 4 ページの位置図 2 並びに 5 ページの廃止図 2 を併せて御覧ください。市道 1-2246 号線は、稲戸井調節池内の路線であり、花輪スポーツ公園の南側に位置する路線です。起点は戸頭 1974 番 1、終点が戸頭 1955 番 1、路線延長は 541 メートル、幅員は最大で 5.2 メートル、最小で 2 メートルとなっております。続いて市道 1-2247 号線は、先ほど御説明いたしました 1-2246 号線の東側に位置し、稲戸井調節池内を縦断している路線です。起点は戸頭 1746 番 3、終点が 1943、路線延長は 390.1 メートル、幅員は最大で 4 メートル、最小で 2.2 メートルとなっております。当該 2 路線につきましては、さきの議案第 19 号、市道路線の変更についての際に御説明したとおり、稲戸井調節池整備事業の一環として、当該路線において今後掘削工事が進められることから、当該路線を廃止するものです。議案第 18 号並びに議案第 19 号、議案第 20 号の説明は以上となります。

**○教育部長（井橋貞夫君）** 教育委員会、井橋です。私からは、議案第 21 号、取手小学校他 7 校教師用デジタル教科書・教師用指導書の取得についてです。小学校教科書の全面改訂に伴う令和 6 年度からの学習指導の準備のため、教材研究や研修が不可欠であり、授業及び教材研究に資する教師用デジタル教科書や教師用指導書を令和 5 年度中に購入し、学習指導の工夫改善に役立てるものです。教師用デジタル教科書 416 セット及び教師用指導書 465 冊を購入し、2,538 万 7,340 円となります。小学校は取手地区の 8 校となります。契約の相手方は、教科書取扱店である株式会社海老原となります。取得につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求め、本契約を締結するものです。ほか 6 校分のデジタル教科書 312 セット及び教師用指導書 262 冊につきましては別契約となり、予定価格が 2,000 万円を下回るため、今回の議案には含まれておりません。ほか 6 校は藤代地区の小学校となります。議案第 21 号の説明は以上となります。

**○財政部長（田中英樹君）** 財政部、田中です。議案第 22 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 11 号）につきまして御説明いたします。御手元に議案書と併せまして、

令和5年度取手市一般会計3月補正予算(案)の概要をお配りしておりますので、御覧ください。初めに、1ページを御覧ください。国は令和6年度税制改正による定額減税と併せて、低所得者支援及び定額減税を補足する給付を行うため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に、給付金・定額減税一体支援枠を設置し、自治体に配分することといたしました。本市におきましてもこの交付金を活用し、住民税均等割のみが課税されている世帯及び低所得者の子育て世帯への加算給付を先行して行います。本補正予算につきましては、この給付事業をできるだけ早期に開始する観点から、通常の補正予算とは別個の議案として編成したものでございます。中段にございます、1、補正予算の規模を御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億2,460万7,000円を増額し、予算総額を475億9,552万6,000円とするものです。補正予算の詳しい内容につきましては、議案書に基づき担当部長から御説明いたします。

**○福祉部長(彦坂 哲君)** 福祉部、彦坂です。議案第22号、令和5年度取手市一般会計補正予算(第11号)についてご説明申し上げます。6ページを御覧ください。3款、民生費、1項、社会福祉費です。低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業に要する経費に、3億2,460万7,000円を計上しております。今回計上いたしました給付金は、国が行う定額減税に伴う補足給付の一部であります。昨年12月議会にて補正予算の御承認をいただきました給付金は、住民税均等割が非課税の世帯に対するものでありましたが、今回の給付金は、住民税均等割は課税されているが所得割が非課税である世帯が対象となり、1世帯当たり10万円を給付するものです。さらに、さきの非課税世帯及び今回の均等割のみ課税世帯内で扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円の加算給付を行います。支給対象数は、均等割のみ課税世帯を2,200世帯、子ども加算給付の対象児童数を非課税世帯、均等割のみ課税世帯、合わせて1,800人と見込んでおります。議決後、速やかに対象世帯の抽出等の事務作業に取りかかり、支給対象世帯に対しまして通知と申請書類を発送し、申請書の返送を受けて、順次給付を行ってまいりたいと考えております。なお、この歳出増に伴う歳入として、国庫補助金に3億2,457万2,000円、諸収入、雑入に3万5,000円を計上しております。

続きまして、繰越明許費補正についてご説明申し上げます。3ページを御覧ください。3款、民生費、1項、社会福祉費の物価高騰対応重点支援臨時給付金給付事業、2億291万9,000円、低所得者支援及び定額減税を補足する給付金給付事業、3億2,460万7,000円です。ともに令和6年度に繰り越しして執行する必要があるため、繰越明許費を設定するものです。

以上で、議案第22号、令和5年度取手市一般会計補正予算(第11号)につきましの説明を終わります。

**○財政部長(田中英樹君)** 続きまして、議案第23号、令和5年度取手市一般会計補正予算(第12号)につきまして御説明いたします。初めに、令和5年度取手市一般会計3月補正予算(案)の概要の3ページを御覧ください。今回の補正予算の基本的な考え方がですが、大きく2点ございます。1点目に、国の令和5年度補助事業により前倒しして実施する事業、2点目に、年度末に向けて不足が見込まれる社会保障関係経費の増額でござい

ます。また、これら以外にも歳出予算の確定による各事業費の計数整理、財源充当の変更などを行っております。中段にございます、1、補正予算の規模を御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ19億1,553万7,000円を増額し、予算総額を495億1,106万3,000円とするものです。

続きまして、補正予算の内容について御説明いたします。説明は議案書に基づき、歳入歳出、繰越明許費、債務負担行為、地方債の順番で、各担当部長から御説明いたします。また、歳入のうち歳出に伴うものにつきましては、歳出の説明の際に併せて御説明させていただきます。なお、今回の補正予算には、執行額の確定に伴う事業費の減額及び財源充当の変更などが多く含まれております。これらの部分については説明を割愛させていただきますので、ご了承願います。

それでは、財政部所管の歳入歳出予算の補正内容を御説明いたします。議案書の12ページを御覧ください。歳入の1款、市税、1項、市民税におきましては、個人市民税所得割で1億1,941万1,000円の増額、法人市民税法人税割で1億1,867万6,000円の増額を計上しております。それぞれ今年度の課税実績により増額するものです。

次の10款、地方特例交付金、2項、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は、192万9,000円を計上しております。こちらは、中小事業者等の事業用家屋・償却資産の軽減措置が、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において延長されていたことから、これにより生じた固定資産税の減収を補てんするため、国から交付されるものです。

次に、11款、1項、地方交付税の普通交付税では、2億5,585万3,000円の増額を計上しております。こちらは国の補正予算において、令和5年度普通交付税の再算定が行われたことから増額するものです。

続きまして、13ページ上段を御覧ください。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、2,130万9,000円を計上しております。これは、地方創生臨時交付金のうち、国の補助事業の地方負担に対応する分として交付されるものです。この分は既に実施している臨時交付金活用事業への財源として受け入れることとし、併せて臨時交付金事業の年度末の執行見込みによる財源調整を行っております。

続きまして、14ページ下段を御覧ください。17款、財産収入、1項、財産運用収入の各基金の利子は、利子収入が当初予算を上回る見込みのため、それぞれ増額するものです。

次に、15ページ上段の2項、財産売払収入の普通財産売払収入は、4,739万4,000円を増額しております。今年度は5件、9筆、合計で約2,000平方メートルほどの土地の売払を行っております。

次に、18款、1項、寄附金のふるさと取手応援基金寄附金は、12月補正予算においても増額を計上いたしましたが、市内特産品が引き続き好調であり、予想を上回る寄附を頂いているため、年度を通して16億円の寄附額を見込み、1億円を増額するものです。

続きまして、19款、繰入金、2項、基金繰入金の財政調整基金繰入金は、5億4,444万8,000円を減額するものです。これは先ほどご説明申し上げました市税の増額、普通交付

税の再算定による増額、年度末の執行見込みによる歳出の減額などに伴い、今年度の財政運営において適宜取り崩してきた財政調整基金繰入金の一部を基金に繰り戻すものでございます。次に、2段下の公共施設整備基金繰入金は、事業費の確定による財源調整により405万3,000円を減額するものです。さらに、2段下のふるさと取手応援基金繰入金は、事業費の確定による財源調整を行うほか、寄附金の増額に伴い、歳出では民間ポータルサイトへの業務委託料などの経費も増額になりますので、そちらの財源として4,574万1,000円を増額しております。

次に、16ページ下段からの22款、市債です。2目、土木債の市道整備事業債は、道路改良事業等において充当する地方債を合併特例債から変更したことなどにより、2億400万円を増額しております。少し飛びまして4目、教育債の小学校施設整備事業債12億740万円の増と、17ページの中学校施設整備事業債4,190万円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債7,720万円の3つは、国の令和5年度の補助事業に対応するものとして、今回の歳出予算に計上した学校施設整備事業に伴いそれぞれ計上しております。5目、合併特例債は、1,280万円を増額しております。この内訳としましては、先ほどの学校施設整備事業のうち、高井小学校の改築工事に3億1,360万円を充当する一方、これに伴い道路改良事業等に充当していた合併特例債を市道整備事業債に変更したことによる減額や、その他の充当事業の事業費確定に伴う減額などを行っており、それらの差引きとなっております。そのほかの都市公園整備事業債から消防防災設備整備事業債までと、旧取手第一中学校体育館整備事業債、緊急自然災害防止対策事業債は、市債充当事業の確定により財源の調整を行ったものです。

続きまして、歳出でございます。議案書18ページ下段を御覧ください。2款、総務費、1項、総務管理費のふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費は、寄附金の増額に伴い、返礼品代を含むふるさと取手応援寄附受付等業務委託料が5,000万円、寄附金の1億円と基金利子の増額分121万9,000円を基金へ積み立てるための積立金が1億121万9,000円、合わせて1億5,121万9,000円を増額するものです。

次に、19ページ上段の地域振興基金積立金148万1,000円増と、同じく19ページ下段の公共施設整備基金積立金373万7,000円増は、基金利子の増額に伴い、それぞれ増額するものです。

次に、21ページ上段の財政調整基金積立金も同様に、基金利子の増額に伴い、307万6,000円を増額するものです。その下の減債基金積立金は、基金利子の増額に加え、先ほど歳入で御説明した普通交付税の再算定額のうち、将来の臨時財政対策債の償還原資として措置された金額等を積み立てるため、1億4,422万5,000円を増額するものです。

次に、22ページ上段の過年度国県支出金等過誤納返還金は、交付額が確定された国県負担金や補助金のうち、実績を上回った金額を返還するため、1,494万円を増額するものであります。

次に、ページが飛びますが、51ページ下段の12款、諸支出金、1項、土地開発基金費の土地開発基金繰出金は、基金利子収入を積み立てるため、64万9,000円を増額するものです。財政部所管の説明は以上でございます。

○総務部長（鈴木文江君） 総務部、鈴木です。続きまして、総務部所管分の補正予算を御説明させていただきます。補正予算書 13 ページを御覧ください。15 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、1 目、総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、国は令和 6 年度から国外転出者のマイナンバーカード継続利用を予定しており、海外での利用を想定して、マイナンバーカードの氏名にローマ字表記ができるように戸籍及び戸籍附票、住民基本台帳の各システムへ振り仮名の機能を追加するものですが、実施要領が一部改正され、戸籍附票システムに改修する項目が追加されたため、国庫補助金を 239 万 8,000 円増額するものです。続きましてその下、個人番号カード交付事務費補助金につきましては、マイナポイント申込み手続の支援を行っていたマイナポイント申請支援窓口業務委託を令和 5 年 9 月末で終了したため、不用額 342 万 9,000 円を減額するものです。

続きまして、補正予算書 20 ページ、2 款、総務費、1 項、総務管理費、8 目、電算組織管理費、電算・OA 化等に要する経費につきましては、歳入の中でも説明させていただきましたが、マイナポイント申込み手続等の支援を行っていたマイナポイント申請支援窓口業務委託を令和 5 年 9 月末で終了したため、不用額 342 万 9,000 円を減額するものです。

同じく補正予算書 20 ページ、11 目、災害対策費、令和 5 年 6 月 2 日集中豪雨に伴う災害応急処理経費についてです。双葉地区大雨災害に伴う職員の時間外勤務手当につきましては、当初多くの部署において月をまたぐ対応が予想されたため、7・8 月分も見込んで時間外勤務手当を算出しておりましたが、実際の災害対応における時間外勤務手当が当初の見込みより少なかったため、482 万 4,000 円の減額補正を行うものです。なお、環境対策課においては、12 月以降も引き続き災害ごみ対応における時間外勤務手当の発生が見込まれるため、11 月までの実績に 12 月以降の見込み分を加えたもので算出しております。

続きまして、補正予算書の 22 ページを御覧ください。2 款、総務費、3 項、戸籍住民基本台帳費、1 目、戸籍住民基本台帳費、戸籍・住民基本台帳事務に要する経費につきましては、先ほど歳入の中で説明させていただきましたが、戸籍附票システムの振り仮名の機能の実施要領が一部改正され、改修する項目が追加されたことにより発生する 239 万 8,000 円が国の補助対象となるため、一般財源から国庫支出金へ財源充当を行います。

続きまして、補正予算書 28 ページ、3 款、民生費、4 項、災害救助費、1 目、災害救助費、令和 5 年 6 月 2 日集中豪雨に伴う災害救助費についてです。まず、災害ボランティアセンター運営業務委託料についてです。こちらは取手市社会福祉協議会にボランティアセンターの開設運営を委託し、ボランティア活動の調整・運営に係る職員の人件費及び旅費を当初概算で算出したしましたが、実際にかかった費用が少なかったため、375 万 9,000 円の減額補正を行うものです。次に、被災住宅応急修理業務委託料につきましては、双葉地区内の建物被害認定調査による判定結果を参考に、住宅の応急修理にかかる費用を算出しましたが、実際の申請件数が対象の件数に対して少なかったことや、補助の上限金額とならなかった世帯があったため、1 億 6,200 万 6,000 円の減額補正を行うものです。申請件数が少なかった要因としましては、被災者の中で、応急修理を実施し引き続き住み続けるということを断念された方や、御自身で加入されている火災保険で修繕対応された

方が一定数いたものと想定されます。総務部所管につきましては以上となります。

○福祉部長（彦坂 哲君） 続きまして、福祉部所管の歳入歳出についてご説明申し上げます。補正予算書 12 ページを御覧ください。15 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金の生活困窮者自立相談支援負担金は、新規相談受付件数と支援プラン作成件数が、令和元年の数値と比較し 1 割以上増加していることから支援実績加算が適用され、負担金の内示額が増額されたことに伴い、693 万 7,000 円を増額しております。なお、歳出の事業費の増減はなく、財源充当の変更を行っております。

続きまして、児童扶養手当負担金（過年度）101 万 2,000 円と、児童手当負担金（過年度）584 万 1,000 円は、令和 4 年度の実績報告により交付金の交付額が確定し、既に交付決定を受けた金額に対して追加交付が決定したことにより、追加交付分として計上しております。なお、歳出のそれぞれの事業費で財源充当の変更を行っております。

続きまして、歳出について御説明いたします。24 ページを御覧ください。3 款、民生費、1 項、社会福祉費の自立支援医療に関する経費は、生活保護受給者の更生医療認定分の医療費を生活保護費で支出した医療費について、生活保護法にある他法優先の基準に則し、身体障害者福祉法に定められた更生医療給付費から支出することから、扶助費で 577 万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国負担 2 分の 1 の 288 万 5,000 円、県負担金 4 分の 1 の 144 万 2,000 円をそれぞれ増額しております。

次に、25 ページを御覧ください。介護保険施設整備に要する経費の高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業に関する経費、195 万円の減額です。物価高騰対策として市内の高齢者福祉施設、訪問介護事業所など 68 法人に、計 2,065 万円の支援金を交付いたしました。195 万円の執行残額が発生したため減額するものです。

次に、26 ページ下段を御覧ください。2 項、児童福祉費の民間保育園入所に要する経費については、取手市内の民間保育園の運営費として、加算の取得や人事院勧告に伴う人件費の引上げにより予算の不足が予想されるため、1 億 1,064 万 4,000 円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国負担金 5,475 万 5,000 円、県負担金 2,320 万 5,000 円をそれぞれ増額しております。

次に、27 ページを御覧ください。管外保育委託に要する経費は、取手市外の公立または民間保育園の運営費として、在園児数の増加や人事院勧告に伴う人件費の引上げにより予算の不足が予想されるため、372 万 2,000 円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国負担金 126 万円、県負担金 63 万円、県補助金 43 万 4,000 円をそれぞれ増額しております。続きまして、多子世帯保育料軽減事業に要する経費は、子どもを 2 人以上持つ世帯における 3 歳未満児の保育料を軽減する制度で、対象となる世帯の保育料の階層が当初の想定よりも高かったことによる不足分の 443 万 9,000 円を増額するものです。この歳出増に伴う歳入として、県補助金 221 万 4,000 円を増額しております。

次に、28 ページを御覧ください。3 項、生活保護費の生活保護に要する経費は、例年の生活保護受給者の増に加え、医療扶助の支出増により年間支払額に不足が見込まれることから、医療扶助 2,900 万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国負担金 4 分の 3 の 2,175 万円を増額しております。

次に同ページ、4項、災害救助費の、令和5年6月2日集中豪雨に伴う災害関連経費ですが、各種支援事業が完了したことにより、執行残の見込額を減額補正するものです。被災者生活再建支援制度補助金2,800万円、災害見舞金922万円、災害援護資金貸付金6,230万円をそれぞれ減額しております。この歳出減に伴い、歳入の県補助金1,400万円、市債の災害援護資金貸付債6,230万円をそれぞれ減額しております。福祉部所管事項は以上となります。

**○健康増進部長（渡来真一君）** 健康増進部、渡来です。続きまして、健康増進部所管の補正予算について御説明いたします。まずは歳入から御説明いたします。補正予算書12ページ下段を御覧ください。15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、国民健康保険事業費負担金、保険基盤安定負担金につきましては、令和5年度負担金額の決定により265万円を減額しております。これは保険者支援分として、保険税軽減世帯に属する一般被保険者数に応じた保険税の2分の1を国で補てんするものです。その下段、未就学児均等割保険料負担金について、負担金額の決定により210万3,000円を計上しております。これは、国民健康保険における未就学児である被保険者が属する世帯の保険税負担の軽減を図るために、未就学児に係る被保険者均等割軽減相当額の保険税の2分の1を国で補てんするものです。

次に、補正予算書14ページ上段、16款、県支出金、1項、県負担金、国民健康保険事業費負担金、保険基盤安定負担金について、負担金額の決定により527万6,000円を減額しております。これは保険税軽減分として、低所得者に係る保険税軽減相当額の4分の3を保険者支援分として、保険税軽減世帯に属する一般被保険者数に応じた保険税の4分の1をそれぞれ県で補てんするものです。その下段、未就学児均等割保険料負担金について、負担金額の決定により105万2,000円を計上しております。これは先ほど御説明しました、未就学児に係る被保険者均等割軽減相当額の保険税の4分の1を県で補てんするものです。さらに下段、後期高齢者医療事業費負担金、保険基盤安定対策費負担金は、交付見込額の決定により535万4,000円を増額しております。低所得者並びに被保険者の被扶養者であった被保険者に係る、後期保険料の減額賦課により減額した額の総額を基礎として、保険基盤安定納付金として後期高齢者医療広域連合に納付するものです。県は繰り入れた額の4分の3を負担します。

次に、同じく14ページ中段の2項、県補助金、医療福祉費補助金、医療福祉医療費は180万3,000円を増額しております。前年度に比べ、本年度は新型コロナウイルス感染症予防による医療機関への受診控えがなくなり、受診件数が増加したことによる医療費助成額の増加に伴い、県の補助金も増額するものになります。

次に、補正予算書15ページを御覧ください。18款、寄附金、1項、寄附金、民生費寄附金71万8,000円を増額しております。こちらにつきましては、生命保険相互会社より、地域住民の健康増進等に活用してほしいとの趣旨で、現金71万8,500円の寄附を頂いております。

次に、補正予算書16ページを御覧ください。21款、諸収入、4項、受託事業収入、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業受託収入183万5,000円です。茨城県後

期高齢者医療広域連合から委託を受け、一体的事業として、糖尿病性腎臓病重症化予防フォローアップ事業と、後期高齢者に身近な通いの場で健康相談事業を行うための医療専門職である保健師の人件費と管理栄養士の委託料等を、受託収入として計上したものでございます。歳入については以上となります。

続きまして、歳出について御説明いたします。補正予算書 23 ページを御覧ください。3 款、民生費、1 項、社会福祉費、健康づくり推進事業に要する経費、及び補正予算書 30 ページを併せて御覧ください。4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、妊産婦・子育て女性の健康づくり事業に要する経費です。これらには、先ほど歳入で御説明しました、民生費寄附金 71 万 8,000 円を全額充当しております。

次に、戻りまして、補正予算書 23 ページを御覧ください。3 款、民生費、1 項、社会福祉費、国民健康保険事業特別会計繰出金は、保険基盤安定負担金、未就学児均等割保険料負担金の金額決定により、636 万 5,000 円を減額しております。

次に、補正予算書 25 ページを御覧ください。後期高齢者医療特別会計繰出金は、保険基盤安定納付金の決定により、713 万 9,000 円を増額しております。その下段、医療福祉費助成に要する経費は、2,353 万 3,000 円を増額となります。先ほど歳入でも御説明しましたとおり、新型コロナウイルス感染症予防による医療機関の受診控えがなくなったことに伴う受診件数の増加により、医療費助成額を増額するものです。健康増進部所管の補正予算は以上となります。

**○まちづくり振興部長（野口 昇君）** まちづくり振興部の野口です。続きまして、まちづくり振興部所管の歳入歳出補正予算について御説明いたします。初めに歳入から説明いたします。補正予算書 15 ページ上段を御覧ください。17 款、財産収入、1 項、財産運用収入の、森林環境譲与税基金利子は、森林環境譲与税基金の運用利子額の確定により、2 万 1,000 円を増額するものです。

次に、16 ページ上段の 19 款、繰入金、2 項、基金繰入金の、森林環境譲与税基金繰入金は、市有地及び緑地の樹木病虫害被害対応業務委託等の金額が確定したことにより、178 万 9,000 円を増額するものです。

次に、同ページの 21 款、諸収入、5 項、収益事業収入の競輪事業特別会計繰入金は、競輪事業において歳入面でのインターネット投票による車券売上げの増や歳出面での経費削減に努めたことにより、競輪事業特別会計からの繰入金 4,000 万円を増額するものです。

続きまして、歳出を御説明いたします。補正予算書 31 ページ下段から 32 ページ上段を御覧ください。4 款、衛生費、2 項、清掃費の令和 5 年 6 月 2 日集中豪雨に伴う災害関連経費です。令和 5 年 6 月 2 日集中豪雨に伴い執行した災害等廃棄物一時集積所整備委託料及び災害廃棄物処理委託料が、当初の見込みより大幅に減となったため、不用額 1 億 8,541 万 2,000 円を減額するものです。なお、この財源の歳入について、補正予算書 13 ページをお願いします。15 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金の災害等廃棄物処理事業費補助金について、歳出の減額に併せて 9,270 万 6,000 円を減額するものです。

次に、補正予算書 32 ページ中段、し尿処理事業に要する経費は、新築住宅現場や各種イベントに伴う仮設トイレのくみ取り件数が年度当初の見込みよりも減となったことから、

し尿収集運搬委託料を 342 万 2,000 円減額するものです。この財源の歳入について、補正予算書 12 ページをお願いします。14 款、使用料及び手数料、2 項、手数料のし尿処理手数料について、歳出の減額に併せて 215 万 6,000 円を減額するものです。

次に、32 ページ下段から 33 ページ上段の同款、3 項、上水道費の茨城県南水道企業団児童手当負担金は、年度当初の見込みより児童数が増加したことから、3 万 1,000 円を増額するものです。

次に、33 ページ中段になります。5 款、農林水産業費、1 項、農業費の森林環境譲与税基金積立金は、歳入で御説明したとおり、利子増額分の 2 万 1,000 円を積み立てるものです。次に、下段の農業振興に要する経費の認定農業者支援事業補助金 255 万 2,000 円の増額は、認定農業者が農業委員会を通して農地を集積した面積が増えたことによる増額です。次に、その下段の物価高騰に係る生産販売農家補助金に関する経費の生産販売農家緊急補助金は、申請期間が令和 5 年 11 月末で終了し交付額が決定したため、901 万円を減額するものです。

続きまして、補正予算書 34 ページ下段の 6 款、商工費、1 項、商工費の運送事業者等事業継続支援金給付事業に関する経費は、事業が終了し事業費が確定したため、269 万 5,000 円を減額するものです。

次に 35 ページ、産業振興に関する経費の産業活動支援施設奨励金 388 万 8,000 円の減額は、対象となる施設の固定資産税納税予定額が当初見込みより少なかったため減額するものです。以上、まちづくり振興部所管の補正予算になります。

**○建設部長（前野 拓君）** 建設部の前野です。建設部所管分の補正予算、初めに歳入について御説明いたします。補正予算書 13 ページ中段を御覧ください。15 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、市道整備事業費補助金、防災・安全交付金 5,637 万 7,000 円の減額です。そのうち、防災・安全交付金（インフラ老朽化対策分）につきましては、令和 5 年度分の横断歩道橋（2 橋）の定期点検委託料として充当予定であった国庫補助金は、交付額が申請額を下回ったことにより、485 万 3,000 円を減額するものです。同じく防災・安全交付金の（生活空間の安全確保分）につきましては、令和 5 年度分の交付額が申請額を下回ったことにより、5,152 万 4,000 円減額するものです。内訳といたしまして、ふれあい道路の道路改良詳細設計等の委託料分として 1,116 万 8,500 円の減額、通学路整備事業の桑原（市道 4042 号線）の工事請負費分として 640 万 5,650 円の減額のほか、同じく通学路整備事業の井野台一丁目（4113 号線ほか）の工事請負費分として 644 万 9,850 円の減額、都市計画道路 3・5・23 号北敷・沼附線の用地買収等で 2,750 万円の減額となっております。下段に移りまして、公園緑地費補助金、社会資本整備総合交付金（公園施設長寿命化対策支援事業分）につきましては、取手市都市公園施設長寿命化計画に基づく老朽化した公園施設の更新工事において、国庫補助配分額が確定したことにより、24 万 7,000 円の減額となります。

続いて、補正予算書 14 ページの上段を御覧ください。16 款、県支出金、1 項、県負担金、地籍調査費負担金、こちらにつきましては、令和 6 年度当初予算に計上する計画でありました本郷四丁目と本郷五丁目の各一部の約 13 ヘクタール、及び白山五丁目と本郷一

丁目の各一部の約 18 ヘクタールの地籍調査事業が国の令和 5 年度の補助事業対象となったことから、3 月補正に前倒し、1,420 万 5,000 円を増額しております。

続きまして、15 ページ下段を御覧ください。19 款、繰入金、2 項、基金繰入金、みどりの基金繰入金につきましては、みどりの基金を活用した事業費が確定したことから、71 万 8,000 円減額するものです。歳入の説明につきましては以上となります。

続きまして、歳出予算です。補正予算書 36 ページ上段を御覧ください。7 款、土木費、2 項、道路橋りょう費、20、道路維持補修に要する経費につきましては、委託費及び工事請負費 1,024 万 4,000 円を減額しております。減額となった理由としましては、横断歩道橋（2 橋）の定期点検委託において、国庫補助金の交付額が申請額を下回ったことなどにより、委託費を 882 万 5,000 円減額するものです。また、工事請負費につきましては、米ノ井地区（1-2320 号）排水対策工事の執行額確定により、141 万 9,000 円減額となっております。下段に移りまして、26、道路維持に要する経費につきましては、（2）ふれあい道路（市道 0106 号線）における測量業務委託料、詳細設計委託料の執行額確定により、委託料 886 万 6,000 円減額しております。さらに下段に移りまして、20、道路改良に要する経費につきましては、（2）小文間（市道 5148 号線）における市道改良工事に伴う測量委託料の執行額確定により、委託料 287 万 1,000 円減額しています。

続いて、補正予算書 37 ページを御覧ください。25、通学路整備に要する経費につきましては、国庫補助金の交付額が申請額を下回ったことによる、内示割れ及び市道改良工事の執行額確定により、2 路線で合わせまして 2,088 万 1,000 円の減額となっております。内訳といたしまして、（30）桑原（市道 4042 号線ほか）については、工事請負費を 1,164 万 7,000 円減額しております。また、（32）井野台一丁目（市道 4113 号線ほか）についても、工事請負費として 923 万 4,000 円を減額しております。

続きまして、補正予算書 38 ページ下段を御覧ください。3 項、都市計画費、20、地籍調査事業に要する経費につきましては、先ほど歳入の際にも御説明したとおり、令和 6 年度当初予算に計上する計画であった地籍調査事業が、国の令和 5 年度の補助事業対象となったことから、3 月補正に前倒しし、地籍調査測量委託料、使用料及び賃借料、報償費、需用費及び役務費について 2,210 万円を増額するものです。なお、当該事業につきましては、令和 6 年度に繰り越して実施をいたします。

続きまして、補正予算書 39 ページ中段を御覧ください。22、都市計画道路 3・5・23 号北敷・沼附線に要する経費、こちらにつきましては国庫補助金の交付額が申請額を下回ったことにより、当初計画していた用地買収に伴う用地代及び物件移転補償費の必要額の確保ができませんでした。これにより、年度内の買収が困難な状況となったことから、用地代 1,000 万円、物件移転補償費 4,000 万円、合わせて 5,000 万円減額するものです。

続いて、補正予算書 40 ページ上段を御覧ください。27、都市排水整備に要する経費につきましては、20、稲雨水幹線の工事請負費、56、藤代地区雨水排水の委託料、74、下高井水砂雨水排水の委託料、3 つの事業につきましては、執行額確定により、合わせまして 1,002 万 1,000 円を減額しております。下段に移りまして、21、緑地等管理に要する経費につきましては、主に大山緑地のり面対策の測量設計業務等の執行額確定により、委託

料 144 万 4,000 円を減額しております。建設部所管分の補正予算は以上となります。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部、浅野です。続きまして、都市整備部所管について御説明いたします。補正予算書 37 ページから 38 ページを御覧ください。7 款、土木費、3 項、都市計画費でございます。25、都市交通政策の推進に要する経費といたしまして、まず沿線市と協調して支出する路線バス運行事業負担金ですが、事業費が確定したことから、185 万 4,000 円の減額となります。一方、コミュニティバス運行経費補償金につきましては、故障によるエンジンの交換やルート・ダイヤ改正による時刻表印刷や停留所の準備のため、411 万 2,000 円の増額となることから、トータルといたしまして、都市交通政策の推進に要する経費は、225 万 8,000 円の増額となります。

続きまして、補正予算書 42 ページを御覧ください。7 款、土木費、4 項、住宅費でございます。23、定住化促進住宅政策に要する経費といたしまして、申請者へ工事の進捗状況をヒアリングした結果、今年度の定住化促進住宅補助金の交付額の見込みが判明したことから、1,450 万円の減額となるものです。都市整備部所管は以上でございます。

○教育部長（井橋貞夫君） 教育委員会、井橋です。私からは教育委員会所管事項の補正内容について、ご説明申し上げます。まず、補正予算書 43 ページとなります。9 款、教育費、1 項、教育総務費の学校施設整備基金積立金 40 万 5,000 円増及び 44 ページの奨学基金積立金 1 万 7,000 円増につきましては、基金利子の確定による積立金の増となります。

同じく 44 ページ、9 款、教育費、2 項、小学校費、小学校管理に要する経費 3,600 万円の増は、令和 6 年度に計画していた遊具更新工事が、国の令和 5 年度第 1 次補正予算の対象となったことから、工事請負費 3,600 万円を新たに計上するものです。取手小学校、六郷小学校、久賀小学校、桜が丘小学校の 4 校について、鉄棒や滑り台などの老朽化の著しい屋外遊具の更新工事を行います。なお、歳入につきましては、補正予算書 13 ページにあります小学校費補助金の学校施設環境改善交付金のうち、1,065 万 2,000 円を併せて新たに計上し、工事費の歳出に充当するものです。また、補正する歳入歳出は全て令和 6 年度に繰り越して実施させていただきます。

続きまして、45 ページ及び 46 ページの 9 款、教育費、2 項、小学校費、小学校建設事業に要する経費、18 億 6,002 万 5,000 円の増につきましては、まず白山小学校長寿命化改良工事に向けた設計単価入替え業務委託料の契約差金 35 万 2,000 円を減額補正するものです。また、令和 6 年度に計画している白山小学校長寿命化改良工事が、国の令和 5 年度第 1 次補正予算対象となったことから、工事請負費 10 億円及び監理委託料 2,388 万円を新たに計上するものです。白山小学校では、第 3 期工事として、老朽化の著しい既存校舎の長寿命化改良工事を行うものです。次に、高井小学校校舎増築工事に向けた実施設計業務委託料の契約差金 610 万 3,000 円を減額補正するものです。また、令和 6 年度に計画している高井小学校校舎増築工事が国の令和 5 年度第 1 次補正予算の対象になったことから、工事請負費 7 億 9,000 万円及び監理委託料 1 億 7,060 万円【「1 億 7,060 万円」を「1,760 万円」に発言訂正】を新たに計上するものです。高井小学校では、ゆめみ野地区の人口増加における児童数の増加や 35 人学級への対応に伴い、普通教室数の不足が見込まれることから校舎の増築工事を行うものです。また、令和 6 年度に計画している戸頭小

学校バリアフリー改修工事が国の令和5年度第1次補正予算の対象になったことから、工事請負費3,500万円を新たに計上するものです。なお歳入につきましては、補正予算書12ページにあります小学校費負担金の公立学校施設整備負担金1億3,494万6,000円、また13ページにごございます小学校費補助金の学校施設環境改善交付金のうち、1億7,819万2,000円を新たに計上し、工事費等の歳出に充当するものです。補正します歳入歳出は全て、令和6年度に繰り越して実施するものです。

続きまして47ページ、9款、教育費、3項、中学校費、中学校建設事業に要する経費1億5,253万円の増は、令和6年度に計画している藤代南中学校エレベーター設置工事が国の令和5年度第1次補正予算の対象になったことから、9、工事請負費1億5,000万円及び監理委託料253万円を新たに計上するものです。藤代中学校では、生徒等の誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう、バリアフリー工事を行うものです。なお歳入につきましては、補正予算書13ページ、中学校費補助金の学校施設環境改善交付金、5,557万7,000円を併せて新たに計上し、工事費等の歳出に充当します。また、補正します歳入歳出は全て、令和6年度に繰り越して実施するものです。

続きまして48ページ、9款、教育費、5項、社会教育費、生涯学習推進に要する経費263万7,000円の減は、学校運営協議会を設置している学校において、地域学校協働活動推進員の任用を予定しておりましたが、今年度実施7校のうち3校で任用がなかったことから、減額補正するものです。なお歳入につきましては、補正予算書14ページの地域の教育支援体制等構築事業費補助金123万3,000円を、併せて減額するものです。

最後に48ページ、9款、教育費、5項、社会教育費の放課後児童対策事業に要する経費233万円の減は、白山小学校放課後子どもクラブ新築工事における契約差金を減額補正するものです。教育委員会の説明は以上となります。

**○総務部長（鈴木文江君）** 総務部、鈴木です。続きまして、第2表、繰越明許費補正についてご説明申し上げます。内訳につきましては、それぞれの所管の部長から説明させていただきます。まず、総務部所管の繰越明許費の説明をさせていただきます。補正予算書6ページ、第2表、繰越明許費補正を御覧ください。2款、総務費、3項、戸籍住民基本台帳費、戸籍・住民基本台帳システム改修事業につきましては、マイナンバーカードの氏名にローマ字表記ができるように、戸籍及び戸籍附票、住民基本台帳の各システムへ振り仮名の機能を追加するものですが、国からシステム改修に伴う最終的な仕様が示されていないことから、令和6年度に2,417万8,000円を繰越しするものです。以上、総務部所管になります。

**○健康増進部長（渡来真一君）** 健康増進部、渡来です。続きまして、健康増進部所管の繰越明許費について御説明いたします。第2表の4款、衛生費、1項、保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業500万円です。令和5年度まで特例臨時接種で実施していたコロナワクチンが、令和6年度から定期接種に移行されることに伴い、請求事務等の残務処理を経費として計上するものです。健康増進部所管は以上となります。

**○建設部長（前野 拓君）** 建設部、前野です。建設部所管の繰越明許費を御説明いたします。7款、土木費、2項、道路橋りょう費を御覧ください。市道修繕事業については、

現在進めている2か所の市道修繕（桜が丘・戸頭地区）におきまして、建設資材の一部製品に納期の遅れが発生し、年度内の完成が困難な状況であることから、修繕料572万円を翌年度へ繰り越します。下に移りまして、橋りょう長寿命化事業については、今年度JR常磐線の軌道上に設置された桑原陸橋及び藤代駅自由通路の定期点検をJR東日本に依頼しております。JRとのスケジュール調整に時間を要したため、委託料938万6,000円を翌年度に繰り越します。下に移りまして、井野団地外周道路（市道0115号線他）道路改良事業は、当該施工箇所内に建柱されている東京電力並びにNTTの電柱類が、工事を進める上で支障となっていることから、事業者との移設協議や移設工事に不測の日数を要し年度内の完成が困難な状況であるため、工事請負費5,850万円を繰り越します。下に移りまして、井野台四丁目（市道3276号線他）道路改良事業の工事請負費6,800万8,000円、さらにその下の米ノ井弁才天（市道0203号線）道路改良事業の工事請負費1億158万1,000円におきましても、東京電力並びにNTTの支障となる電柱類の移設について、事業者との協議や移設工事に不測の日数を要し年度内の完成が困難な状況であるため、それぞれ翌年度へ繰越しをいたします。下に移りまして、井野台一丁目（市道4113号線他）通学路整備事業は、当該施工箇所内の事業者による水道管の布設替え工事に不測の日数を要し年度内の完成が困難な状況であるため、工事請負費3,797万円を繰越しいたします。

続きまして3項、都市計画費、地籍調査事業は、既に補正予算の歳入歳出の際にご説明申し上げたとおり、国の令和5年度の補助事業対象となったことから、予算を3月補正に前倒し計上し、令和6年度において事業を実施するため、地籍調査測量委託料のほか、地籍調査に関わる事務費等として合わせて2,210万円を翌年度へ繰り越します。

最後に下に移りまして、10款、災害復旧費、3項、公共土木施設災害復旧費、道路橋りょう災害復旧事業は、昨年6月2日の集中豪雨の際、のり面に土砂崩れが発生した井野台四丁目地区、稲地区、台宿二丁目地区の3か所ののり面復旧のため準備を進めてまいりました。復旧する範囲の検討を進めるに当たり、のり面を所有する地権者や隣接する方々との協議に不測の日数を要しております。また復旧方法につきましても、現場条件等の制約などにより工法の選定に不測の日数を要したことから、年度内の完成が困難な状況であるため、委託料として605万円、工事請負費として5,186万1,000円、合わせて5,791万1,000円を令和6年度へ繰越しいたします。建設部所管分については以上です。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部、浅野です。続きまして、都市整備部所管について御説明いたします。補正予算書6ページを御覧ください。7款、土木費、3項、都市計画費、桑原地区整備推進事業でございます。桑原地区土地区画整理準備組合が行っている調査設計業務において、関係機関協議に不測の日数を要したため、桑原地区土地区画整理事業補助金4,410万3,000円を繰り越すものでございます。都市整備部所管は以上でございます。

○消防長（岡田直紀君） 消防本部の岡田です。消防本部所管について御説明いたします。8款、消防費、事業名がはしご車保守点検事業でございます。当該事業は、2022年に発覚した日野自動車のエンジン認証試験不正により車両生産が一定期間停止となり、その後生産が再開されましたが、生産停止した車両も含めて多くの消防車両がはしご車保守点検

業者の株式会社モリタの消防自動車製造工場において製造・整備することになり、はしご車保守点検の年度内終了が困難となる状況であるため、4,180万円を繰り越すものでございます。消防本部所管については以上でございます。

**○教育部長（井橋貞夫君）** 教育委員会、井橋です。教育委員会所管の繰越明許費補正につきましては、補正予算書の6ページ、9款、教育費の表に5事業が記載されております。その5事業全てにつきまして、先ほどの歳出の説明の中で内容を申し上げましたので、改めての説明は省かせていただきます。教育委員会の繰越明許費の説明は以上となります。

以上で、繰越明許費補正の説明を終わらせていただきます。

**○財政部長（田中英樹君）** 財政部、田中です。続きまして、債務負担行為の補正について御説明いたします。議案書は7ページに記載されております。こちらにつきましては資料としまして、令和5年度3月補正債務負担行為補正資料をお配りしておりますので、そちらを用いて各担当部長より御説明いたします。

初めに、財政部所管から御説明いたします。1番のふるさと取手応援寄附受付等業務委託は、今後新たに開設を予定するポータルサイトとの初回契約が4年契約になることから、当初、令和5年度から6年度までとしていた債務負担行為の期間を、令和9年度までに延長するものでございます。

**○福祉部長（彦坂 哲君）** 続きまして、福祉部所管の債務負担行為補正について御説明いたします。債務負担行為補正資料の2番、保育所機械警備業務委託237万6,000円は、公立保育所4か所の機械警備業務委託で、令和5年度から令和10年度までの期間で債務負担行為を設定しておりましたが、人件費や物価高騰の影響により、当初見込みより委託料が増額となるため限度額を補正するものです。

続きまして、3番、生活保護等版レセプト管理システムソフト使用料158万4,000円は、令和5年度から令和7年度までの期間で債務負担行為を設定しておりましたが、令和6年4月以降、法改正によりレセプト管理システム上のデータ量が増えることに伴い、システム使用料が増額となるため限度額を補正するものです。福祉部所管は以上となります。

**○教育部長（井橋貞夫君）** 教育委員会、井橋です。私からは4番、小中学校基本ソフトウェア使用料です。令和6年4月から学校や教育委員会において本ソフトウェアを使用するに当たり、ライセンス契約の準備行為を行うため、12月定例議会で債務負担行為を設定させていただきました。その後、ライセンス料金の値上げが発表され限度額が不足することが見込まれるため、不足見込みの67万5,000円を増額補正するものです。補正後の限度額は、650万5,000円となります。教育委員会の債務負担行為の説明は以上となります。以上で、債務負担行為の補正の説明を終わりにします。

申し訳ございません。1点訂正をお願いいたします。先ほど私の高井小学校校舎増築工事に関する説明の中で、監理委託料を1億7,060万円と説明いたしましたが、正しくは1,760万円となります。訂正をお願いいたします。

**○財政部長（田中英樹君）** 財政部、田中です。続きまして、議案書8ページを御覧ください。第4表、地方債補正は、先ほど歳入で御説明いたしましたとおり、中学校施設整備事業及び防災・減災・国土強靱化緊急対策事業を追加するとともに、市道整備事業など9

件の限度額を変更するものです。以上が、議案第 23 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 12 号）の説明となります。

続きまして、各特別会計の補正予算につきまして、担当部長より御説明いたします。

**○都市整備部長（浅野和生君）** 都市整備部、浅野です。議案第 24 号、令和 5 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 8,540 万円を減額し、予算総額を 14 億 5,141 万 4,000 円とするものです。

それでは、補正予算書 7 ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳出から御説明いたします。1 款、3 項、事業費の取手駅北地区建築物整備事業に要する経費につきまして、市街地再開発事業等補助金 8,540 万円の減額を計上しております。こちらは再開発準備組合が行う建築設計及び事業計画作成に要する事業費について、準備組合に対して補助金を交付するものでありました。しかしながら、再開発準備組合において、施設計画の検討や権利者の同意取得など、再開発の事業化に向けた準備作業を慎重かつ丁寧に進めた結果、当初の予定よりも時間を要することとなりました。こうした理由により、準備組合としては建築設計及び事業計画作成に要する令和 5 年度の補助金の申請を見送る方針としたことから、準備組合側の意向を受け、今年度の補助金を減額補正するものでございます。歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入について御説明します。補正予算書 6 ページでございますが、2 款、国庫支出金、1 項、国庫補助金、社会資本整備総合交付金 4,270 万円の減額、4 款、繰入金、1 項、他会計繰入金、一般会計繰入金 430 万円の減額、7 款、1 項、市債、取手駅北市街地再開発事業債 3,840 万円の減額を計上しております。これら歳入の減額は、先ほど歳出で御説明いたしました市街地再開発事業等補助金の減額に伴う財源の減額となっております。歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、補正予算書 3 ページをお開きください。第 2 表、繰越明許費でございます。取手駅北土地区画整理事業、2 億 6,311 万 5,000 円を繰越しさせていただきます。こちらは、昨年 11 月に契約した 5 社総交公区第 1－7 号駅前交通広場整備工事その 5 及び、令和 6 年第 1 回臨時議会にて契約締結の承認をいただいた 5 社総交公区第 1－8 号駅前交通広場整備工事その 6 を繰越しさせていただくものでございます。内容といたしましては、新たな駅前交通広場の車両動線を形成するために必要となる排水施設や縁石・街渠、路盤整備の工事と供用開始を目的とした舗装工事や道路附属施設、ペDESTリアンデッキのシェルターや階段の仕上げ工事となります。

続きまして補正予算書 4 ページ、第 3 表、地方債補正についてですが、取手駅北市街地再開発事業の限度額 3,840 万円を全額減額するものです。

最後に、補正予算書 8 ページをお開きください。地方債の現在高の見込みに関する調書についてですが、地方債の主なものといたしましては、取手駅北土地区画整理事業債、合併特例債となっており、合計で前年度末現在高見込額 55 億 7,301 万 9,000 円、当該年度末現在高見込額 57 億 1,496 万 6,000 円となっております。説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○健康増進部長（渡来真一君） 健康増進部、渡来です。議案第 25 号及び議案第 26 号を続けて御説明いたします。

まず議案第 25 号、令和 5 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 580 万 3,000 円を増額し、予算総額を 112 億 5,374 万 6,000 円とするものです。

それでは歳入について御説明いたします。補正予算書 4 ページを御覧ください。3 款、国庫支出金、1 項、国庫補助金、災害臨時特例補助金 87 万 6,000 円を増額でございます。これは、東日本大震災に係る原発事故被災者の国民健康保険一部負担金及び国民健康保険税の減免に対し、減免額の 10 分の 2 を国が補助するもので、交付金額決定により増額するものになります。その下、5 款、財産収入、1 項、財産運用収入、財政調整基金利子 580 万 3,000 円を増額でございます。これは、国保財政調整基金利子の確定に伴い増額するものになります。その下、6 款、繰入金、1 項、他会計繰入金、一般会計繰入金 636 万 5,000 円の減額でございます。保険基盤安定繰入金について、負担金額の決定により、1,057 万 1,000 円を減額しております。また、未就学児均等割保険料繰入金として、負担金額の決定により 420 万 6,000 円を増額しております。同じく、6 款、繰入金、2 項、基金繰入金、国保財政調整基金繰入金 548 万 9,000 円を増額でございます。財源不足分について、基金を取り崩し補てんするものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。補正予算書 5 ページから 6 ページを御覧ください。2 款、保険給付費、1 項、療養諸費、3 款、国民健康保険事業費納付金、1 項、国民健康保険事業費納付金、こちらにつきましては事業費としての増減はなく、財源充当の変更を行うものになります。

同じく補正予算書 6 ページ下段を御覧ください。6 款、基金積立金、1 項、基金積立金 580 万 3,000 円を増額でございます。これは、国保財政調整基金利子の確定に伴い補正するものです。議案第 25 号については以上となります。

続いて、議案第 26 号、令和 5 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 713 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額は、それぞれ 35 億 8,288 万 5,000 円とするものです。

それでは、歳入について御説明いたします。補正予算書 4 ページ上段を御覧ください。3 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金は、負担金額の決定により 713 万 9,000 円を増額しております。これは、所得の少ない者並びに被保険者の被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額賦課により減額した額の総額を基礎として、保険基盤安定納付金として後期高齢者医療広域連合に納付するもので、県は繰り入れた額の 4 分の 3 を負担するものです。内訳としては、賦課実績に合わせ、低所得者に対する軽減分 693 万 1,000 円の増、被扶養者に対する軽減分 20 万 8,000 円の増でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。同じく補正予算書 4 ページ下段を御覧ください。2 款、後期高齢者医療広域連合納付金、1 項、後期高齢者医療広域連合納付金 713 万 9,000 円の増でございます。これは、歳入で御説明した保険基盤安定納付金の決定

によるものです。議案第 26 号については以上となります。

○福祉部長（彦坂 哲君） 福祉部、彦坂です。続きまして、議案第 27 号、令和 5 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 114 万 7,000 円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 92 億 9,516 万円とするものです。

初めに、歳入について主な内容をご説明申し上げます。4 ページを御覧ください。1 款、介護保険料、1 項、介護保険料ですが、介護保険料徴収見込額に即し、4,809 万 6,000 円を減額するものです。内訳ですが、現年度の特別徴収保険料を 6,308 万 3,000 円減額し、普通徴収保険料を 1,498 万 7,000 円増額補正するものです。次に、3 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金ですが、財政調整交付金の増額などにより、9,807 万 8,000 円を増額しております。次に、7 款、繰入金ですが、2 項、基金繰入金を 4,998 万 2,000 円減額しております。

続きまして、歳出について主なものを御説明いたします。6 ページを御覧ください。4 款、基金積立金、1 項、基金積立金、介護給付費準備基金積立金ですが、介護給付費準備基金の利子分、114 万 7,000 円を増額しております。説明は以上となります。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） まちづくり振興部の野口です。議案第 28 号、令和 5 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。それでは、競輪事業特別会計補正予算書 2 ページを御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 6,942 万 9,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 7,248 万 1,000 円とするものでございます。

まず、歳入から説明いたします。補正予算書の 4 ページをお願いいたします。1 款、入場料収入、1 項、入場料収入の特別観覧席入場料は、インターネットの投票の普及など、競輪場への来場者数が減少したことから収入見込みが下回ったため、177 万 6,000 円を減額しております。2 款、車券発売収入、1 項、車券発売収入の通常開催車券発売収入は、11 月 2 日から 4 日の前節 F 1 競輪、1 月 28 日から 30 日の後節 F 2 競輪が終了し、車券発売収入額が確定したため、3 億 97 万 7,000 円を減額しております。なお、令和 5 年度取手市営競輪の売上げは、前後節を合わせまして、16 億 9,902 万 3,800 円となっております。4 款、財産収入、1 項、財産運用収入の競輪事業基金利子は、基金現金の運用益の増により、21 万 9,000 円を増額しております。5 款、繰越金、1 項、繰越金の前年度繰越金は、令和 4 年度からの繰越額が確定したことにより、4,734 万円を増額しております。6 款、諸収入、3 項、受託事業収入の場外車券発売事務受託収入は、場外競輪の車券発売額が確定したことにより、1,423 万 5,000 円を減額しております。

続きまして、歳出予算について説明いたします。補正予算書 5 ページをお願いいたします。1 款、競輪事業費、1 項、総務費の競輪事務に要する経費ですが、歳入と同様に、基金現金の運用益分の競輪事業基金積立金を 21 万 9,000 円増額しております。次に、2 項、事業費の通常競輪事業に要する経費ですが、委託料は本場開催が終了し、車券発売額に対して発生する場外車券発売開催委託料を 5,127 万 8,000 円、競輪業務実施委託料を 596 万円減額しております。負担金補助及び交付金は、車券発売額に対して発生する全国競輪施

行者協議会分担金を449万8,000円、JKA交付金710万円を減額するほか、競輪開催共通経費負担金につきましては、競輪場において茨城県と共通して発生する経費を負担割合により支払う負担金で、経費削減などに努めた結果、150万円減額しております。償還金、利子及び割引料は、本場開催が終了し、通常開催車券売上額が確定したため、当該車券売上額の75%を払い戻す的中車券払戻金を2億3,036万9,000円減額しております。

次に、補正予算書6ページの場外車券発売競輪事業に要する経費につきましては、場外発売の開催日数と車券売上額が確定したことから、使用料及び賃借料の施設借上料を204万3,000円減額しております。

同ページ3款、諸支出金、1項、諸支出金の競輪事業一般会計繰出金は、歳入面でのインターネット投票による車券売上げの増や歳出面での経費削減に努めたことにより、4,000万円を増額しております。競輪事業特別会計補正予算の説明は以上となります。

**○財政部長（田中英樹君）** 財政部、田中です。それでは、令和6年度一般会計当初予算（案）の概要について御説明いたします。令和6年度当初予算は、先ほど市長から説明があったとおり、とりで未来創造プラン2024がスタートする節目の年であることから、行政運営の継続性にも配慮しつつ、新たな挑戦に果敢に取り組み、市民生活を守り、さらなる発展を目指すための予算を編成いたしました。

まず、予算規模について御説明いたします。予算説明書の3ページを御覧ください。令和6年度一般会計当初予算の規模は428億4,000万円で、骨格予算であった前年度当初予算と比較すると19億3,000万円の増、骨格予算に肉づけ予算を加算した実質的な予算規模と比較すると、13億5,326万円の増となり、過去最大の予算規模となりました。予算規模が増となった要因は、ふるさと取手応援寄附金の大幅な増加に伴い、事業費及び寄附金の基金積立金が増となったことなどによるものです。

次に、歳入歳出につきまして概要を御説明してまいります。歳入につきましては、私から一括して御説明し、歳出につきましては、各部局長からそれぞれ御説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まず歳入につきまして御手元の予算書と予算説明書に基づいて御説明いたしますのでよろしくお願いいたします。初めに、予算説明書の8ページを御覧ください。1款、市税についてであります。個人市民税の均等割と所得割につきましては、前年度の課税実績を基に算出しておりますが、令和6年度はそれ以外にも税制改正の影響を特に大きく受けております。まず均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から令和5年度まで税率の引上げ措置がありましたが、令和6年度からこの措置が終了となります。その代わり、令和6年度からは森林環境税の課税が始まりますので、納税者の実質負担額は変動しませんが、森林環境税は国税であることから、市税の歳入としては引上げ措置の終了に伴う減が発生いたします。その結果、均等割は前年度比2,440万7,000円減の1億6,074万3,000円と見込みました。所得割は、令和5年度の課税実績を基に算出した結果、賃金の上昇傾向などを反映した増を見込んでおりましたが、令和6年度税制改正による住民税の定額減税の影響による減を4.6億円ほど見込んだことから、前年度比2億924万円減の51億9,750万1,000円を見込みました。

次に、法人市民税です。法人税割については、8ページの下から2行目の予算額になりますが、7億1,887万5,000円を見込み、前年度と比べ1億3,432万5,000円の増となっております。令和6年度につきましては、市内大手企業の業績が好調となったことを考慮しつつ、令和5年度の課税実績を基に算出した結果、増額を見込んでおります。

予算説明書9ページを御覧ください。固定資産税の土地については、9ページ表の下に予算額とありますが、14億3,817万9,000円を見込んでおります。地価の下落により、前年度と比較し898万1,000円の減となっております。

次に、固定資産税の家屋については10ページを御覧ください。表の上に予算額とありますが、27億9,690万6,000円を見込んでおります。令和6年度は3年に一度の評価替えの年度となることから、前年度と比較して2,126万3,000円の減となります。

次に、11ページを御覧ください。軽自動車税種別割は、表の下に予算額とありますが、2億5,078万2,000円を見込んでおります。環境性能割につきましては、登録台数の微増により1,609万9,000円を見込んでおります。

次に、12ページを御覧ください。市たばこ税です。たばこ税は、1,120万9,000円増の6億3,839万円を見込んでおります。

次に、13ページの滞納繰越分です。税目ごとに令和5年度分の収入額と不納欠損額から滞納繰越分を算出し、それを基に令和6年度滞納繰越分を見込んでおります。各税目を合計した予算額としましては、1億152万8,000円と見込んでおります。

次に、14ページから15ページを御覧ください。2款、地方譲与税から10款、地方特例交付金までと、12款、交通安全対策特別交付金につきましては、地方財政計画に基づき推計をいたしました。7款の地方消費税交付金は、県から示された見込額である24億1,200万円を計上しております。前年度と比較して5,300万円の減、率にして2.2%の減となります。10款、地方特例交付金は、国が実施する施策によって地方財政が影響を受けないように交付される財源です。定額減税減収補てん特例交付金は、先ほど市税の説明の中で申し上げました、個人住民税の定額減税の影響により市町村に生じる減収を補てんするために交付されるもので、4億6,216万円を計上しております。

次に、右の15ページ上段、11款、地方交付税についてであります。普通交付税は84億4,000万円を見込んでおります。前年度より1億6,000万円の増となります。

次に13款、分担金及び負担金についてですが、ここからは予算書のほうを御覧ください。予算書の23ページになります。主なものとしましては、1目、民生費負担金の民間保育園入所児保護者負担金が7,509万6,000円、3目、教育費負担金の放課後児童対策事業保護者負担金が3,658万円などとなっております。

次に、14款、使用料及び手数料について、主なものを申し上げます。まず1項、使用料につきましては、23ページ下段の2目、民生使用料の公立保育所使用料保護者負担分が5,409万円、24ページ中段の6目、土木使用料の道路使用料が3,778万6,000円などとなっております。

次に、25ページ下段からの2項、手数料については、26ページ上段の1目、総務手数料の2節、戸籍住民登録手数料は、戸籍や住民票の写しなどを合わせて、2,647万4,000

円を計上しております。また2目、衛生手数料のし尿処理手数料は、2,418万円を計上しております。

次に、15款、国庫支出金についてであります。28ページ中段の第1項、国庫負担金は、1目、民生費国庫負担金で、55億1,949万2,000円を計上しております。主なものを申し上げますと、社会福祉費負担金の自立支援給付費負担金が10億5,600万円、児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費負担金が12億1,118万4,000円、生活保護費負担金が17億6,475万円などとなっております。

次に、2項、国庫補助金につきましても主なものを申し上げます。まず29ページ中段の2目、民生費国庫補助金の就学前教育・保育施設整備交付金は、めぐみ幼稚園の園舎改築に対して市が支出する補助金の財源として受け入れるもので、1億4,583万2,000円となっております。

次に、30ページ上段の4目、土木費国庫補助金の防災・安全交付金のうち、インフラ老朽化対策分は、取手駅西口デッキや市内の橋梁の長寿命化事業に対する交付金で、2億1,217万3,000円となっております。また、同じく防災・安全交付金の生活空間の安全確保分は、ふれあい道路の改修や通学路整備事業、都市計画道路整備事業に対する交付金で、合わせて2億4,737万1,000円となっております。

次に、16款、県支出金です。主なものとしましては、31ページ中段の2目、民生費県負担金の自立支援給付費負担金が5億2,800万円、子どものための教育・保育給付費負担金が5億2,986万2,000円などとなっております。

次に、17款、財産収入です。35ページ上段の1項、財産運用収入の2目、利子及び配当金では、基金の運用において一部高い利率での運用形態を採用したことから、1,346万2,000円増の1,367万9,000円を計上しております。

次に18款、寄附金であります。35ページ下段のふるさと取手応援基金寄附金は、8億円増の20億円を計上しております。令和5年度においても、寄附金の価格設定の見直しなどにより寄附が大幅に増加しております。令和6年度は新たなポータルサイトの本格運用や中間管理事業者のさらなる活用などにより、20億円を目標として取り組んでまいります。

次に、19款、繰入金です。予算書36ページ下段からの2項、基金繰入金において、まず1目、財政調整基金は、前年度と同額の6億円を計上しております。4目、公共施設整備基金繰入金は、添排水機場のポンプ自家発電装置の改修やグリーンスポーツセンターの公共下水道接続工事などに、7,570万6,000円を計上しております。6目、ふるさと取手応援基金繰入金については、昨今の寄附金額の増加傾向を踏まえ、各種行政サービスや市民が使用する備品の購入などの各種事業に充当する金額を増額したほか、ふるさと取手応援寄附金推進事業においては、寄附金の増加に伴い返礼品代や送料などの経費も増となりますが、これらの寄附募集の経費にもふるさと取手応援基金を充当していることから、前年度比4億7,791万6,000円増の16億457万8,000円を計上しております。

また、37ページ上段の11目、地域振興基金繰入金は、令和4年度・5年度に合併特例債を活用して造成した基金を新市まちづくり計画に沿って活用するもので、令和5年度に

償還する金額の見合い分である1億1,191万円を計上しております。小堀の渡しや観光協会補助金といった地域の振興に資する事業のほか、地域の連帯の強化という観点で、スポーツ協会、消防団、民生委員協議会などの各種団体への補助金を中心に活用しております。

次に、21款、諸収入です。増減の顕著なものを申し上げます。37ページ中段の市税延滞金は、近年の滞納整理の進捗状況を勘案して、1,300万円減の3,600万円を計上しております。

また、予算書39ページからの5目、雑入は、前年度と比較して2,761万8,000円の増となっております。主な要因は、40ページ上段のコミュニティ助成事業補助金で、自治会集会所の改築などに対する補助として1,590万円増の1,750万円を計上しております。

次に、予算書42ページからの第22款、市債についてであります。42ページ下段の7目、合併特例債については、前年度と比較して14億5,300万円減の5,880万円を計上しております。大きく減となった要因は、地域振興基金の造成が終了したことから、基金造成分が10億7,920万円減となったことによります。また、建設事業につきましても、令和6年度当初予算で上限額まで発行することになります。なお、合併特例債の発行状況と充当先については、予算説明書196ページに資料を掲載しておりますので、後ほど御参照ください。10目、臨時財政対策債は、前年度と比較して2億円減の1億円を計上しております。大幅な減となった要因は、令和6年度の地方財政計画では、地方税等の地方財源の増加傾向を反映し地方の財源不足が縮小する見通しであることから、地方交付税の振り替わり分である臨時財政対策債が減となったことによります。歳入につきましては以上です。

続きまして、歳出予算について、各款ごとに主なものを各部一括にて御説明いたします。

**○議会事務局長（吉田文彦君）** 議会事務局、吉田です。令和6年度取手市一般会計歳出予算のうち、議会費についてご説明申し上げます。まず最初に、議会費全体としては、令和5年度当初予算額と対比しますと、348万8,000円増の2億7,282万2,000円となっております。全体として増額となった理由といたしましては、議員の皆様様の期末手当の増及びデモテック協定で無償となっていた電子書棚及び電子採決システム使用料の新規計上が主なものとなっております。

それでは、各事業の中で主なものをご説明申し上げます。予算書は44ページ、予算説明書は16ページをお開き願います。議員報酬等に要する経費、1億9,369万2,000円でございます。昨年度と比較して全体で64万5,000円の増額となっております。期末手当につきましては、人事院勧告に伴う支給率の増により169万3,000円の増額となります。また、議員共済給付費負担金は、負担金率が年々下がってきておりますので、令和5年度より104万8,000円減の3,459万8,000円となっております。

次に、予算書45ページの議会調査運営に要する経費1,033万5,000円でございます。令和2年8月から議員の皆様様に貸与しておりますタブレットでございますが、令和6年度は、タブレット使用料110万9,000円と電子書棚及び電子採決システム使用料99万円、合わせて修繕料を計上しております。現在、議員の皆様が使用されているタブレットは導入してから3年半が経過しております。経年劣化による故障等に対応するため、修繕料

56万6,000円のうち31万6,000円をタブレット3台分に相当する修繕料として計上しております。また、電子書棚及び電子採決システム使用料99万円については、デモテック四者協定に基づきまして、令和2年度から5年度にかけて無償で使用していたものになります。令和6年度からも有償で引き続き使用してまいります。

続きまして、予算書46ページ、議会報及び会議録発行に要する経費でございます。議会報ひびきは、令和2年5月1日号からウェブを中心に広報していくこととしておりますが、パソコンやスマートフォンを所有されていない市民の皆様には、A3両面カラー印刷の概要版を市内公共施設や郵便局、駅、スーパー、コンビニエンスストア、病院などに配置するとともに、自宅への配送希望があったお宅には直接お届けしております。これらの経費といたしまして、印刷製本費18万円と二つ折りと封入の手数料12万7,000円を計上しております。

以上で、議会費関係の説明を終わります。

**○総務部長（鈴木文江君）** 総務部、鈴木です。続きまして、2款、総務費につきまして御説明いたします。総務費の所管につきましては、総務部、政策推進部、財政部、会計課及び監査委員事務局に分かれており、各所管部長より御説明いたします。総務費の説明に入る前に、まず一般会計における人件費についてご説明申し上げます。予算説明書186ページ、令和6年度一般会計性質別歳出内訳の表を御覧ください。上から2行目、一般会計の人件費総額、81億6,635万3,000円を計上しております。対前年比2億9,352万9,000円、3.7%の増額です。そのうち上から3行目、特別職の人件費です。4,598万6,000円で、対前年比43万5,000円、1.0%の増額となっております。続きまして、上から5行目、一般職員の人件費です。65億4,959万3,000円で、対前年比8,774万3,000円、1.4%の増額となっております。主な要因としましては、人事院勧告に伴う給料表の改定や期末・勤勉手当の支給率の増によるものです。次に上から6行目、会計年度任用職員の人件費です。12億7,434万7,000円で、対前年比2億216万円、18.9%の増額となっております。主な要因としましては、人事院勧告に伴い報酬単価や期末手当の支給率が増となったこと、地方自治法の一部改正を受け、一定要件に該当する会計年度任用職員に対し、令和6年度から勤勉手当を支給することとするための予算を計上したことなどが挙げられます。

続きまして、2款、総務費の説明に入らせていただきます。新規事業など主なものにつきまして、ここから先は予算説明書に基づき御説明させていただきます。予算説明書19ページを御覧ください。1目、一般管理費の防犯に要する経費1,774万6,000円です。防犯活動推進員報酬のほか、防犯カメラの設置工事費を計上しております。防犯カメラの設置については、令和5年度をもって県補助金が終了したことに伴い、令和6年度は設置数を1か所といたしました。設置場所につきましては警察署と協議してまいります。

同じく19ページ、空家等の適正管理事業に要する経費192万3,000円です。令和5年度と比較して81万2,000円の増となっております。主な増の要因は、令和6年度から空家等台帳管理システムを導入し、作業の効率化を図りながら、空き家情報の適切な管理を推進するものです。

次に、25ページから27ページにかけての8目、電算組織管理費の電算・OA化等に要

する経費、4億2,292万1,000円です。主なものは、住民基本台帳、各種税台帳など大量のデータ処理システム、財務会計、予算編成などの事務処理システムのほか定型の業務について、効率的で正確に行うための情報処理委託料及び庁内ネットワークの管理委託料です。令和5年度と比較して2,856万円の増となります。主な要因として、総務省が推進する地方自治体のデジタル化に関連した、住民基本台帳や税等の基幹業務システムを国が定める統一仕様へ標準化・共通化するためのシステム改修経費が310万2,000円の増。これに関連して、政府クラウドサービスの利用開始に伴う使用料が612万4,000円の増となります。また、災害等の非常時において迅速な連絡体制を構築するため、さらに平時においてもウェブ会議などに活用し、業務効率化に資するための通信機能付タブレット端末の導入経費として185万6,000円の増。そして平成28年度に国が地方自治体に対して定めた新しい情報セキュリティ基準に適合するため、補助金により購入した共用パソコンが老朽化したことに伴い、当該機器を賃貸借により更新するための経費として約363万4,000円を計上しております。さらに、マイナンバー制度に基づき、全国の行政機関等と住民情報をデジタルで連携する国の中間サーバーシステムについて、利用団体が負担する経費のうち、当該中間サーバーの機器の更新分として492万円の増。ただし、この492万円及び標準化・共通化に係るシステム改修経費の全額につきましては、それぞれ補助金により財政措置されることとなっております。これらの事業を通じて、市民サービスのさらなる向上と業務の効率化を進めてまいります。

次に、27ページから28ページにかけての9目、交通安全対策費の交通安全の施設整備に要する経費796万円です。令和5年度と比較して83万9,000円の増額となります。要因としましては、交通危険箇所には道路反射鏡を設置する工事費について、住宅地の開発等で要望が増えたこと、既存設置の老朽化が増額の主なものとなります。

次に、29ページ上段の10目、地方振興費の地区振興に要する経費4,016万円です。このうち地区補助金は、各地区の自主的なコミュニティ活動を積極的に支援するためのもので、令和6年度は74地区に対し交付します。財団法人自治総合センターの宝くじ普及広報事業であるコミュニティ助成事業補助金が、例年の備品購入の助成申請に加え、集会所建設費の助成を申請することが主な要因となり、令和6年度は令和5年度と比較し1,533万2,000円の増額となっております。

次に、29ページ下段から30ページにかけての地区集会所整備に要する経費、376万4,000円です。自治会・町内会のコミュニティ活動の中心となる地区集会所の修繕や維持等を補助するものです。29ページ下段から30ページにかけての表のとおり、5つの集会所の整備事業及び5つの集会所の維持事業が予定されております。令和5年度と比較し、整備事業の件数が3件増えたことが主な要因となり、300万4,000円の増となっております。

次に、30ページ中段の11目、災害対策費の防災訓練に要する経費、70万9,000円です。前年度と比べ大幅な増減はございませんが、過日実施させていただきました双葉地区住民を対象とした避難訓練で、民間バス事業者の協力を得てバス輸送による訓練を実施しました。引き続き、令和6年度の防災訓練等においても、より実践的な訓練を実施するため、

協定を締結している民間事業者の協力を得ていきたいと考えており、防災訓練参加協力費用を増額させていただきました。そのほか、災害対策本部要員用の防災服の作成が減となったため、経費全体では若干の減額となっております。

次に、同じページ下段から 31 ページにかけての災害対策に要する経費、2,543 万 4,000 円です。前年度 2,693 万 2,000 円から約 150 万円の減額となりますが、こちらの主な要因としましては、これまで災害対策に要する経費で運用しておりました災害時優先回線携帯電話のうち、消防本部や消防団に貸与していたものを消防本部の予算へ移行したことによるものです。そのほか、内水被害対策として、令和 5 年度の予算内で土のうの代用としても使用できるプラスチック段ボール製の止水版を購入いたしました。こちらの追加購入費用を令和 6 年度予算に計上させていただきました。

次に、31 ページ上段の防災施設等の整備に要する経費、2,093 万 2,000 円です。令和 5 年度と比較し 581 万 4,000 円の増となります。こちらの要因としましては、防災行政無線の屋外拡声子局の保守点検を隔年で実施しており、令和 6 年度は実施の年度となっておりますので増額となっているほか、屋外拡声子局に搭載されているバッテリー交換を一部の子局で実施するため、こちらも増額となります。また防災ラジオにつきましては、引き続き貸与実績に応じて標準タイプ 100 台を購入いたします。

次に、同ページ中段、自主防災組織に要する経費、923 万 4,000 円です。令和 5 年度と比較し 60 万円の増額となります。こちらの要因としましては、自主防災組織に貸与している災害時優先回線携帯電話の料金実績に応じた増額と、令和 5 年度中、新規に 1 件の自主防災組織が立ち上がったほか、自主防災組織加入世帯数の増により補助金の額を増額しております。

次に 34 ページ、3 項、戸籍住民基本台帳費の戸籍・住民基本台帳事務に要する経費、4,316 万 7,000 円です。主なものは、戸籍及び住民基本台帳関係届出、各種証明書等の交付に関するシステム使用料です。なお、令和 6 年度は事業費が令和 5 年度と比較し 191 万 7,000 円の減額となっております。主な要因としましては、戸籍及び戸籍附票システムの連携に伴うシステム改修の完了によるものです。

次に、36 ページ、個人番号事務に要する経費、4,447 万 1,000 円です。主なものは、市民課及び藤代総合窓口課において個人番号カードの申請、交付等の事務を行う会計年度任用職員の報酬とマイナンバーカードの申請サポートに関する委託料です。なお、令和 6 年度は令和 5 年度と比較し、1,913 万 1,000 円の増額となっております。主な要因としましては、マイナンバーカードの出張申請サポート及びマイナンバーカードオンライン窓口業務に関する委託料によるものです。以上、総務費のうち、総務部所管の主な内容について御説明いたしました。

**○政策推進部長（齋藤嘉彦君）** 政策推進部、齋藤です。続きまして、政策推進部所管の事業のうち主なものをご説明申し上げます。

まず、予算説明書 20 ページから 21 ページ、広報発行に要する経費 2,077 万 5,000 円につきましては、広報紙を通じて市の施策やお知らせ、イベント、市内の出来事などの情報を市民に簡潔に分かりやすく伝えるため、印刷業務委託料や折り込み手数料、備品購入費

など必要な経費を計上しております。

続きまして、予算説明書 21 ページから 22 ページ、ホームページ管理に要する経費 518 万 1,000 円、前年度比 167 万 5,000 円の減となります。減額の主な要因は、メール配信システム移行業務及びウェブサイトアクセス解析ツールの設定業務委託等の事業が令和 5 年度中に終了したことによるものです。

続きまして、予算説明書 24 ページから 25 ページ、シティプロモーションに要する経費 958 万 5,000 円、前年度比 487 万 1,000 円の増となります。増額の主な要因は、シティプロモーションサイトのリニューアル事業のほか、公用スマートフォン使用料、動画による魅力発信のための委託料及び動画撮影機材購入のための備品購入費の増、撮影用バックパネルの購入によるものです。

続きまして、予算説明書 25 ページ、結婚新生活支援事業に要する経費 1,206 万 5,000 円となります。内閣府の少子化対策のための補助金を活用しまして、新婚世帯がアパートを借りる、家を買うといった場合の費用を補助することで、結婚の機運の醸成につなげていくための予算として計上しているものです。

続きまして、予算説明書 33 ページ、常総地方広域市町村圏事務組合負担金 12 億 2,360 万 3,000 円、前年度比 3,020 万 9,000 円の減となります。4 市で組合を組織し、ごみの共同処理等を行っております。この負担金は、それぞれの費目に応じて負担割合の計算方法が決められてございまして、それによって算出された金額を負担しているものとなります。政策推進部所管については以上です。

**○財政部長（田中英樹君）** 財政部、田中です。予算説明書 22 ページを御覧ください。ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費、29 億 9,882 万 1,000 円につきましては、ふるさと取手応援基金への寄附金や利子の積立金として、20 億 160 万 5,000 円、インターネット上での寄附金受付やクレジットカードでの決済、返礼品代や送料及び受領書発行等に係る委託料として、9 億 6,488 万円などを計上しております。なお、令和 6 年度の寄附金につきましては、歳入でもご説明申し上げたとおり、8 億円増の 20 億円を見込んでおります。以上で、総務費の説明を終わります。

**○福祉部長（彦坂 哲君）** 福祉部、彦坂です。それでは 3 款、民生費についてご説明申し上げます。民生費は福祉部と健康増進部が所管しておりますので、まず福祉部所管の主な事業を、続けて健康増進部所管の順で説明いたします。最初に予算説明書 37 ページ、予算書では 103 ページを御覧ください。社会福祉協議会助成に要する経費、1 億 3,254 万 9,000 円です。地域福祉の中心的役割を担う社会福祉協議会の特性を生かし、各種福祉サービス事業の運営など、市民の生活に直結する事業展開の推進を図るものです。

次に、予算説明書 43 ページ、予算書では 111 ページを御覧ください。介護給付費等に関する経費、21 億 2,054 万 8,000 円です。障がい者が自立した日常生活等を営むことができるよう、障がいの種類や程度、介護者の状況などを踏まえ支給決定される障害福祉サービスについて、自立支援給付費として支給することにより、障がい者の福祉の増進を図るものです。前年度と比較しますと、1 億 4,705 万 3,000 円増額となっております。これは、扶助費である自立支援給付費の各障害福祉サービス、特に共同生活援助（グループホ

ーム) を利用する方や就労継続支援A型・B型を利用する方が増加していることによるものです。

次に、予算説明書 47 ページ、予算書 115 ページを御覧ください。基幹相談支援センター事業に要する経費、1,692 万 1,000 円です。障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを、令和 6 年度から社会福祉協議会に設置し業務を委託します。これにより、障がい者等の生活上の困り事から福祉サービス事業所からの専門的な相談まで、ワンストップでの対応が可能になり、地域の相談支援体制の強化を図るものです。

次に、予算説明書 48 ページ、予算書では 117 ページを御覧ください。高齢者等移動支援事業に関する経費、1,508 万 5,000 円です。前年度と比べまして 47 万円の増となります。要介護・要支援の高齢者など移動に制約がある方の外出促進のため、移送団体やタクシーの利用の際に運賃を助成する助成券を交付するものです。そのほか、移送団体に車両の点検整備費などを助成することで、サービスの充実を図っております。

次に、予算説明書 49 ページ、予算書 118 ページを御覧ください。高齢者見守り事業に関する経費、50 万 4,000 円です。こちらは新規事業となり、地域の店舗や配送業者、地域福祉活動を行う団体等の協力の下、高齢者の見守りを実施し、適切な支援につなげていくことで、高齢者が地域で安心して暮らしていけるように支援するものです。啓発に用いるチラシ、マグネット、ステッカーなどを作成する予定です。

次に、予算説明書 56 ページ、予算書では 129 ページを御覧ください。こども計画策定に要する経費、827 万 7,000 円です。こども計画は、令和 5 年に施行されたこども基本法第 10 条に定められており、令和 5 年 12 月に策定された国のこども大綱を勘案し、次代の社会を担う全ての子ども・若者の健やかな成長を実現するため、子ども施策を総合的に推進することを目的に策定するものです。

次に、予算説明書 59 ページ、予算書 133 ページを御覧ください。障害児通所給付費に要する経費、5 億 9,210 万 7,000 円です。発達に遅れや偏りのある児童が様々な訓練を受けることにより生活の質を高めることができるよう、利用した障害児通所サービスについて障害児通所給付費として支給することにより、障がい児の福祉の増進を図るものです。前年度と比較しますと、4,485 万 7,000 円増額となっております。これは、扶助費である障害児通所給付費のうち、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用が増加していることによるものです。

次に、予算説明書同ページ、予算書では 134 ページを御覧ください。民間保育園入所に要する経費、24 億 5,349 万 9,000 円です。民間保育園入所に要する経費は、市内の保育施設へ入所する児童に係る経費を負担し、乳幼児の健全な心身の発達を図ることを目的としており、国の基準により給付しております。前年度と比較しますと、2 億 6,035 万 1,000 円増額となっております。これは、令和 6 年 4 月より中央保育所を民営化することに伴い、民間保育園 1 園が増えたことによる増額及び令和 5 年度の人事院勧告に伴う人件費の増額によるものです。

次に、予算説明書 64 ページ、予算書 139 ページを御覧ください。医療的ケア児保育に

関する経費、32万4,000円です。医療的ケア児とその家族を支援することを目的とし、保育所等入所検討会議委員への謝礼や保育士や看護師向けの研修費用等、保育施設での入所に向けた体制づくりのための整備費用に要するものです。

次に、予算説明書同ページ、予算書では144ページを御覧ください。生活保護に要する経費、23億5,300万円です。生活保護の申請件数が年々増加している中、その困窮の程度に応じて必要な支援を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立への助長のための支援をするものです。前年度比で9,500万円の増となっております。福祉部所管の事項の説明は以上となります。

**○健康増進部長（渡来真一君）** 健康増進部、渡来です。引き続きまして、私からは3款、民生費及び4款、衛生費のうち健康増進部所管について、続けて御説明させていただきます。まず3款、民生費のうち、健康増進部所管の主な事業について御説明いたします。予算説明書37ページから38ページを御覧ください。健康づくり推進事業に要する経費、321万6,000円です。前年度と比較して11万5,000円の増となります。あらゆる年代の人が健康で生きがいを持って過ごせるように、健康に関する様々な事業を展開することで、市民全体の健康づくりを推進するものです。令和6年度は、健康づくりキャラクターとりかめくん誕生10周年記念として、モザイクアート作成や新しいポーズを追加するなどの事業を実施することで、幅広い年代層へのさらなる健康意識の向上を図るものです。

次に、予算書だけとなりますが、106ページを御覧ください。国民健康保険事業特別会計繰出金、5億6,194万6,000円です。この繰出金は、国民健康保険事業の健全運営を図るため、保険基盤安定、未就学児均等割保険料、産前産後保険料、職員給与、事務費、出産育児一時金分として一般会計から繰り出すもので、地方交付税措置されるものです。

次に、予算説明書38ページから39ページを御覧ください。ウェルネスプラザ管理運営に要する経費、1億2,102万円です。取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの管理運営により、市民の健康づくり施策の推進と中心市街地の活性化を図るものです。

次に、こちらも予算書だけとなりますが、予算書123ページを御覧ください。後期高齢者医療特別会計繰出金、19億1,385万8,000円です。この繰出金は、後期高齢者医療事務に要する職員給与、事務費等及び茨城県後期高齢者医療広域連合への市の負担金や医療費負担分として一般会計から繰り出すものです。

次に、予算説明書53ページを御覧ください。医療福祉費助成に要する経費、6億2,766万円です。主にマル福・ぬくもり医療制度に伴う診療や調剤等医療費の助成費用に充てるものです。以上が、3款、民生費における健康増進部所管の予算の説明となります。

続きまして、4款、衛生費のうち、健康増進部所管の主な事業を御説明いたします。予算説明書68ページを御覧ください。公的病院等運営費補助金、1億2,159万1,000円です。前年度と比較しますと、22万円の減となります。減額の主な理由は、JAとりで総合医療センターに対する県からの補助金が増額したことによるものです。公的病院等運営費補助金に関しましては、昨年9月に、一般会計決算・予算審査特別委員会から補助金交付要綱の検討に関する御提言を頂いたことを受け、要綱の明確化に向けて検討を重ねてまいりました。検討の結果、補助対象事業の明確化、補助対象者の担うべき機能の明確化、

補助対象経費の見える化、これら3点について、JAとりで総合医療センター及び取手北相馬保健医療センター医師会病院と調整し、令和6年4月からの改正に向けて現在準備を進めております。

同じく、予算説明書68ページを御覧ください。予防接種に要する経費、3億272万9,000円です。前年度と比較しますと、4,506万1,000円の減となります。減額の主な理由ですが、1つ目は、令和5年度まで、BCG等の一部のワクチンを市が購入し医療機関まで業者が配送しておりましたが、令和6年度からは、全てのワクチンを医療機関が購入することに統一されたため、医薬材料費が減となっております。主な理由の2つ目は、子宮頸がんワクチンの予防接種委託料の減によるものです。子宮頸がんワクチンは令和4年度から積極的勧奨となり、定期接種及びキャッチアップ対象者に対して、個別通知や広報、ホームページ等により周知を図りながら、接種勧奨を実施してまいりました。令和4年度・5年度の状況により、接種者数の予測が見えてきたことから、令和6年度は実績数に応じた予算計上としております。引き続き、子宮頸がんワクチンを含む各種予防接種において、対象者が正しい判断の上で接種できるよう、情報提供及び周知の徹底に努めてまいります。

次に、予算説明書72ページを御覧ください。母子保健に要する経費、8,281万5,000円です。前年度と比較しますと、1,230万7,000円の増となります。増額の主な理由の1つ目として、現在、母子保健法に基づく各種健診に加え、国は新たに1歳児健診【「1歳児健診」を「1か月児健診」に発言訂正】の費用を助成することによる、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備し、乳児の健康保持及び重篤な身体疾患の早期発見・早期診断を図ることを示していることから、市として、国2分の1の補助により1か月児健診の助成を開始します。主な理由の2つ目として、令和3年4月に、産後ケア事業が母子保健法上に位置づけられ、産後ケアを必要とする方に対し、心身のケアや育児のサポート、及び支援を必要とする全ての方が利用するための体制を整備していくことが重要となります。既に実施している産後ケア事業を、今後も引き続き医療機関との連携を強化しながら、支援を必要とする方が円滑に利用できるよう、さらなる充実を図ってまいります。主な理由の3つ目として、令和6年度から新たに多胎妊婦への支援として、多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業を開始します。多胎妊娠は単体妊娠よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨されていることや、受診に伴う経済的負担の軽減に向け、通常14回程度の妊婦健康診査に加え、追加で受診する際にかかる費用を補助し、負担軽減を図るものです。

次に、予算説明書74ページを御覧ください。妊産婦・子育て女性の健康づくり事業に要する経費、515万7,000円です。妊産婦や乳幼児を養育する母親を対象に、運動・相談一体型の健康教室をオンラインと対面教室で実施し、母親の健康増進及びメンタルヘルスの向上、コミュニティ形成の支援を図ります。

同じく、予算説明書74ページです。出産・子育て応援相談に要する経費、6,779万4,000円です。前年度と比較しますと、200万9,000円の増となります。令和4年度末から開始した出産・子育て応援相談事業を継続して実施し、伴走型相談支援と経済的支援を

一体的に行いながら、妊婦・子育て家庭に寄り添った個々に応じた支援体制のさらなる充実を図ります。

次に、予算説明書 75 ページを御覧ください。生活習慣病対策検診に要する経費、4,937 万 7,000 円です。前年度と比較しますと、761 万 3,000 円の増となります。増額の主な理由は、乳がん・子宮がん・大腸がん・骨粗鬆症検診等の受診者数の増加によるものです。各種がんの早期発見に向け、受診率向上対策として、特に 20 代から 40 代の若い女性への意識向上及び啓発普及のアプローチを引き続き強化してまいります。また、フレイル予防の取組として、各種がん検診や特定健診後の保健指導、生活習慣病重症化予防のための個別訪問等により、市民の健康意識向上を図り、併せてオーラルフレイル予防としての歯周疾患検診や歯の健康相談等、口腔機能の維持を目的とした専門職との連携も充実して進めてまいります。以上が、4 款、衛生費における健康増進部所管の予算の説明となります。

**○まちづくり振興部長（野口 昇君）** まちづくり振興部の野口です。続きまして、まちづくり振興部所管の歳出予算について御説明いたします。まちづくり振興部は衛生費、農林水産業費、並びに商工費になります。最初に 4 款、衛生費、環境対策課所管の主な重点事業から説明いたします。予算書は 162 ページから、予算説明書は 77 ページからとなります。主な事業としまして、予算説明書 78 ページの地球温暖化対策の推進に要する経費、879 万 6,000 円を計上しております。次世代を担う市内在住の小学 5・6 年生を対象に、地球温暖化の要因となる二酸化炭素を吸収する役割を果たす森林整備や林業に対する理解と関心を高めるため、取手市と友好都市協定を締結する群馬県みなかみ町において体験型環境教育を実施いたします。また、小中学生に持続可能な未来をつくる知恵や価値観を育むとともに、環境問題への理解を深めるため、タブレット等の ICT を活用した探求型環境教育を、令和 5 年度は小中学校 6 校で実施し、令和 6 年度は新たに中学校 2 校、小学校 5 校を加え、計 13 校にて実施いたします。

次に、予算説明書 81 ページのじん芥収集に要する経費、4 億 891 万 5,000 円を計上しております。主に家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬委託料で、収集運搬に要する燃料費及び人件費単価などのコスト増を見込んで増額計上しております。

次に、予算説明書は 81 ページから 82 ページのごみ減量推進に要する経費、909 万 5,000 円を計上しております。主な事業としましては、一般会計決算・予算特別委員会からの御提言を受け、取手市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）に基づく 4 R の推進、市民とともにごみ減量化に取り組むため、家庭ごみ排出量実態調査によるごみ減量手法等の効果検証、生ごみ処理機等購入補助金や資源回収団体への助成金になります。

続きまして、予算説明書は 82 ページのし尿処理事業に要する経費、5,283 万 9,000 円を計上しております。主にし尿収集運搬委託料で、龍ヶ崎地方衛生組合搬入処理手数料になります。また、龍ヶ崎地方衛生組合負担金は、1,374 万 9,000 円増の 1 億 732 万 5,000 円を計上しております。衛生費は以上となります。

続きまして、農林水産業費につきまして、最初に、農業委員会所管事業費を農業委員会事務局長から説明いたします。

**○農業委員会事務局長（浜野彰久君）** 農業委員会事務局、浜野です。引き続き、農業委

員会所管の主な事業を御説明いたします。予算書は176ページ、予算説明書は84ページになります。5款、農林水産業費、1項、農業費の機構集積支援事業に要する経費、146万7,000円を計上しております。主な事業としまして、毎年実施している遊休農地の現地調査及び農地の利用意向調査に係る集計などを行うための会計年度任用職員の報酬、及び現地調査において地図情報が掲載されたタブレット端末使用料が主な内容でございます。以上で、農業委員会所管分を終わります。

**○まちづくり振興部長（野口 昇君）** 引き続き、農政課所管、5款、農林水産業費の主な重点事業を御説明いたします。予算書は177ページから、予算説明書は84ページからとなります。予算説明書84ページ、農業振興に要する経費、1,783万6,000円を計上しております。主な事業として、地域農業の経営安定を目的に、各農業団体、協議会及び認定農業者への補助金と農業公社事業円滑化補助金になります。特に、一般会計決算・予算特別委員会からの御提言を受けて、さらなる農業振興の支援を図るため、生産性の向上や付加価値の向上、ICTや高性能機械など、低コストで高品質な農産物が生産できる仕組みの導入を進める、儲かる産地支援事業補助金を新規で計上しております。また、認定農業者等支援事業補助金につきましては、認定農業者が集積した耕作面積に応じて、年度ごとに補助金を交付していましたが、令和6年度より10アール当たりの単価を見直し、耕作の継続を維持するために、集積後、5年間耕作をした認定農業者に対して交付することとします。

次に、予算説明書85ページの水田農業構造改革対策に要する経費、9,642万6,000円を計上しております。主に水田農業転作等実施補助金で、米の生産数量目標を達成した転作作物生産者に対して、10アール当たり2万2,000円を交付する市補助金になります。

続いて、予算説明書85ページから86ページ、農地費の土地改良事業に要する経費、5,194万4,000円を計上しております。主な事業としましては、勘兵エ堀排水路及び双葉地区周辺排水路堤防のかさ上げ、地盤沈下対策事業、湛水防除施設維持管理、用排水路修繕工事などの実施に伴う土地改良区等の団体に対する負担金並びに補助金になります。

続きまして、6款、商工費の主な事業について御説明いたします。予算書は182ページから、予算説明書87ページからになります。予算説明書87ページ、商工振興審議会に要する経費、12万2,000円を新規に計上しております。商工業の振興発展を図るため、審議会を開催し、基本方針や重点事業の企画、施策の総合調整を市長の諮問に応じて審議または建議するもので、令和6年度は（仮称）第2次取手市産業振興戦略プランの策定に向けて開催いたします。

次に、予算説明書同ページ、自転車活用推進事業に要する経費、24万円を計上しております。取手市自転車活用推進計画に基づき、自転車の安全利用や普及促進を図るための自転車活用セミナー等を開催するものです。

次に、予算説明書88ページ、買い物弱者支援事業に関する経費、200万円を計上しております。2台の移動販売車で日常の買物が困難な地域に、定期的に食品・日用品・生鮮食品等の移動販売を行う事業者に対して、事業実施にかかる費用の一部を補助するものです。現在54か所において移動販売を行っておりますが、販売事業者と協議し、市民から

の要望に多く対応できるようにしております。

次に、予算説明書 89 ページ、産業振興に関する経費、258 万円を計上しております。主な事業は、産業活動支援条例に基づく奨励金で、市内へ進出する企業や市内企業の規模拡大に対し、固定資産税額を基準とした奨励金を交付するものです。

次に、予算説明書 90 ページ、創業支援等事業に関する経費、861 万 2,000 円を計上しております。一般社団法人とりで起業家支援ネットワークと連携し、創業スクール事業やビジネスプランコンテスト事業を実施するほか、新たにセミナー事業等を実施します。また、市内で起業した事業者に対して、初期費用の一部及び Match-hako（マッチ・バコ）の利用料金の一部を補助して、市内での起業を促進し、地域経済の活性化を図ります。

次に、予算説明書 91 ページ、空き店舗活用事業に要する経費、480 万円を計上しております。空き店舗の有効利用及び町のにぎわいづくりの促進を図るため、空き店舗出店者に対し支援を行います。なお、令和 6 年度からは店舗の賃借料の補助のみを対象としますが、事業費を増額し、多くの新規出店者に支援を行えるよう制度の見直しを行います。

次に、同じく予算書 91 ページ、わくわく取手実現事業に要する経費、1,403 万 9,000 円を計上しております。過度な東京圏への一極集中の是正及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、移住や就職に関する要件に該当する方に対し、茨城県と共同して移住支援金を支給する経費になります。

続いて、予算説明書 92 ページ、労働対策に関する経費、534 万 8,000 円を計上しております。職業相談・職業紹介を行う地域職業相談室（取手市ふるさとハローワーク）の運営に係る経費となります。

次に、予算説明書同ページの勤労青少年体育センター管理運営に関する経費、898 万 2,000 円を計上しております。令和 6 年度は体育センターの管理運営に加え、利用者からの要望等により、さらなる利便性の向上を図るため、カーテン設置工事を実施いたします。

続いて、予算説明書 93 ページの消費生活対策に要する経費、1,380 万円を計上しております。主な事業は、消費生活センター相談業務の人件費及び消費生活展実施事業、並びに消費者トラブル等未然防止啓発事業となります。

商工費の最後になります。予算説明書 94 ページの観光事業に関する経費、830 万 1,000 円増の 4,760 万 7,000 円を計上しております。主にとりで利根川大花火などの観光協会各事業への補助金になります。とりで利根川大花火に関しては、コロナ禍を経て、去年は 4 年ぶりに通常開催することができ、多くの方々に御来場いただきました。令和 6 年度は、さらなる取手市の魅力を市内外に広めるため、花火の打ち上げ発数を約 1 万発に増発するため、予算を増額計上しております。以上、まちづくり振興部所管、令和 6 年度予算説明になります。

**○建設部長（前野 拓君）** 建設部の前野です。続きまして、第 7 款、土木費のうち、建設部所管分の主なものについて御説明いたします。最初に予算書を御覧ください。192 ページ下段から 194 ページの、1 項、土木管理費、25、道路管理に要する経費、3,819 万 2,000 円です。主な事業として、取手市道の台帳のデジタル化を進めるため、委託料とし

て道路台帳整備委託、1,323万3,000円を計上しているほか、使用料及び賃借料のうち、令和6年度より新たに浸水検知システム使用料38万6,000円を計上しております。内容についてですが、昨年6月の集中豪雨により双葉地区において道路冠水が発生し、久賀小通り及び中央通りにおいて通行止めを行った経緯があることから、浸水状況を早期に把握し迅速に安全対策を行うため、現在、双葉地区内5か所に浸水検知器の設置を進めており、令和6年4月から浸水検知システムの運用を開始いたします。運用開始に伴い、浸水検知システム使用料として計上するものでございます。

続きまして、予算説明書になります。予算説明書96ページです。2項、道路橋りょう費、2001、道路維持補修に要する経費、6億7,406万4,000円です。取手市道約1,000キロの維持管理として、修繕に要する経費です。主な事業内容は、道路の舗装や側溝の補修などの修繕料として1,979万円を計上したほか、橋梁1か所、取手駅西口デッキの補修工事請負費として3億9,702万7,000円、街路樹の剪定や駅前の清掃業務など、委託料として2億2,878万8,000円を計上しております。

続きまして、予算説明書97ページです。2602、道路維持に要する経費（ふれあい道路（市道0106号線））2億円です。戸頭地区の常総ふれあい道路、総延長約1,320メートルのうち、令和6年度施工区間、宮ノ前ふれあい公園付近から守谷方面へ約520メートルの区間において、傷んだ舗装を改修するための維持工事費を計上しております。

続いて、予算説明書98ページから99ページ、2項、道路橋りょう費、20、道路改良に要する経費、2億4,310万2,000円です。市道改良事業を実施する5つの路線の事業費を計上しております。まず1つ目に、2002、小文間（市道5148号線）です。県道取手東線から福栄寺に向かう約190メートルの道路改良工事を実施するため、詳細設計業務委託料として695万2,000円を計上しております。2つ目に、2005、井野台一丁目（市道4115号線他）です。関東鉄道常総線の東側、井野台一丁目5番地先の幅員が狭く急勾配で、また曲折している市道約40メートルの区間で道路改良工事を実施するため、用地測量業務委託料253万円のほか、詳細設計業務委託料として763万3,000円【「763万3,000円」を「762万3,000円」に発言訂正】、合わせまして1,015万3,000円を計上しております。続いて、2016、井野団地外周道路（市道0115号線他）です。旧舟山住宅付近から旧舟山保育所付近までの延長約223メートルの市道改良工事費として、1億300万円を計上しております。次に、2031、戸頭新屋敷（市道2241号線他）です。宮ノ前ふれあい公園南側、高台の市道約197メートルの市道改良工事費として7,698万9,000円、支障電柱移設の補償費として500万円、合わせて8,198万9,000円を計上しております。なお、当該路線につきましても、令和6年度に事業完了予定です。最後に、2089、桑原（市道3100号線他）です。毛有地区、表郷用水路脇の毛有集会所から南に向かう延長約305メートルのうち、約105メートルが令和5年度に完成しております。残る約200メートルの市道改良工事費として、4,100万8,000円を計上しております。当該路線につきましても令和6年度に完了予定です。

続きまして、予算説明書99ページから100ページです。25、通学路整備に要する経費、1億4,500万円です。取手市通学路交通安全対策プログラムに基づき、道路改良及び詳細

設計を実施する3つの路線の事業費を計上しております。初めに、2530、桑原（市道4042号線）です。桑原地内、金山集会所から国道6号桑原歩道橋付近までの延長約233メートルの市道改良工事費として5,300万円、支障電柱の移設の補償費として200万円、合わせて5,500万円を計上しております。当該路線も令和6年度完了予定となっております。続いて、2532、井野台一丁目（市道4113号線他）です。井野台公園付近から井野台ちびっこ広場付近までの延長約274メートルの市道改良工事費として6,900万円、支障電柱移設の補償費として100万円、合わせまして7,000万円を計上しております。当該路線につきましても、令和6年度完了予定となっております。続いて、2534、野々井（市道2365号線）です。野々井地区、リトルシニア野球場東側の通学路、延長約220メートルの区間において安全対策整備を実施するため、路線測量委託料として565万4,000円、地質調査業務委託料として596万4,000円、並びに詳細設計業務料として538万2,000円【「538万2,000円」を「838万2,000円」に発言訂正】、合わせまして2,000万円を計上しております。こちらの事業につきましては令和6年度の新規事業となります。

次に、予算書を御覧ください。予算書のほうは206ページ下段から207ページです。3項、都市計画費、20、地籍調査事業に要する経費、63万1,000円です。地籍調査事業につきましては、令和6年度当初予算に計上する計画でありました地籍調査事業が、国の令和5年度補助対象事業となったことから、先ほどの議案第23号、一般会計補正予算の際に御説明いたしましたとおり、3月補正に前倒しして計上しております。このことから、令和6年度予算は地籍調査に係る事務費等のみ計上しております。金額は63万1,000円となっております。

続きまして、恐れ入ります、予算説明書のほうに戻らせていただきます。予算説明書103ページ下段から104ページになります。2101、都市計画道路3・4・7号取手東口城根線に要する経費、1,304万4,000円です。基金で取得しました道路買収用地の買戻しのため、不動産鑑定評価費として4万4,000円、そのほか用地代として1,300万円、合わせまして1,304万4,000円を計上しております。

続いて、予算説明書104ページ下段から105ページになります。2201、都市計画道路3・5・23号北敷・沼附線に要する経費、1億1,149万6,000円です。用地代、物件移転補償費等、街路事業用地買収に伴う経費として5,139万6,000円、軟弱地盤対策工事費、道路附帯工事費として6,010万円、合わせまして1億1,149万6,000円を計上しております。

続いて、予算説明書105ページになります。2001、排水路の維持管理に要する経費、6,552万3,000円です。市内の雨水排水ポンプ施設の点検や排水路、調整池の維持管理に要する経費を計上しております。

予算説明書105ページ下段から106ページです。2101、樋管の維持管理に要する経費、1億511万7,000円です。排水樋管、排水機場の維持管理に要する経費のほか、添排水機場ナンバー2ポンプ用自家発電機等の改修工事請負費として、8,334万7,000円を計上しております。

続きまして、予算説明書106ページ中段から107ページです。27、都市排水整備に要す

る経費、4,194万9,000円です。初めに、2756、藤代地区雨水排水1,600万4,000円です。藤代小林住宅の市道約45メートルの区間において、古くなった側溝をU型側溝に入れ替えるため工事請負費を計上しております。続いて、2774、下高井水砂雨水排水2,574万円です。下高井水砂地区における雨水排水整備工事を実施するための詳細設計委託料を計上しております。

続きまして、予算説明書107ページ下段から108ページです。2001、取手地方広域下水道組合負担金、16億5,000万円です。負担金と出資金に分けて予算を計上しております。

続いて、予算説明書108ページから109ページです。2701、公園維持管理に要する経費、2億362万8,000円です。市内公園緑地の維持管理経費のほか、都市公園施設長寿命化対策事業に伴う施設更新に要する工事費を計上しております。

続きまして、予算説明書110ページ下段を御覧ください。3501、舟運交流推進に要する経費、120万5,000円です。主な事業内容ですが、利根川沿川自治体との舟運連携事業と乗船体験イベント業務で、その業務にかかる経費を計上しております。利根川での無料乗船体験につきましては、これまで毎年10月に開催しておりました、とりで利根川河川まつりのイベントの一環として実施してまいりました。しかしながら、とりで利根川河川まつりの客足はコロナ禍前の水準まで回復が見込めないような状況となっております。令和6年度からは毎年11月に開催される、とりで産業まつりのイベントの一つとして無料乗船体験の場を設け、より多くの方が乗船する機会が得られ、より楽しんでいただけるよう準備を進めているところです。

最後に、予算説明書111ページから112ページです。4項、住宅費、2001、市営住宅管理に要する経費、2,448万7,000円です。市営住宅8団地267戸の管理運営をしていく上で必要となる経費である修繕料のほか、清掃や草刈り委託料などを計上しております。建設部所管の土木費は以上となります。

**○都市整備部長（浅野和生君）** 都市整備部、浅野です。都市整備部所管の予算について御説明をいたします。予算書は203ページ、予算説明書は101ページを御覧ください。8、桑原地区整備推進に要する経費、4,373万3,000円でございます。桑原地区土地区画整理事業の早期事業化を実現するため、準備組合が行う事業認可手続などに対する支援を行うとともに、準備組合及び事業協力者と協働して、土地区画整理組合の設立に向けた関係権利者の合意形成を支援するものでございます。

続きまして、予算書は203ページから204ページ、予算説明書は101ページから102ページを御覧ください。25、都市交通政策の推進に要する経費、1億3,589万8,000円でございます。市内7ルートで7台の車両で運行するコミュニティバスの運行経費補償金、1億1,077万8,000円、取手市役所バス停へ上屋を設置する費用として、設計委託料65万円、工事請負費として130万円の合計195万円を計上しております。また、沿線市と協調して支出する路線バス運行事業負担金161万3,000円、2024年問題対応によるコミュニティバス小堀ルート減便の補完のため運行する小堀バスの運行委託料606万8,000円、地域公共交通計画に資する各種調査業務を行うため、委託料として1,494万9,000円などを計上しております。

続きまして、予算書は206ページ、予算説明書は102ページから103ページを御覧ください。木造住宅耐震事業に要する経費でございます。予算額といたしまして244万円でございます。耐震診断5件の委託料と耐震改修工事2件の補助金となっております。

続きまして、予算書は206ページ、予算説明書は103ページを御覧ください。大規模建築物等耐震化支援事業に要する経費でございます。予算額は610万7,000円です。耐震診断1件の補助金となっております。

続きまして、予算書は221ページ、予算説明書は112ページから113ページを御覧ください。23、定住化促進住宅政策に要する経費、4,048万6,000円でございます。定住化促進住宅補助金4,000万円のほか、要綱改正による新たなパンフレット印刷代として44万9,000円を計上しております。都市整備部所管についての予算の説明は以上でございます。

**○消防長（岡田直紀君）** 続きまして、消防本部、岡田から、8款、消防費、歳出予算についてご説明申し上げます。予算書は222ページから予算説明書は114ページからとなりますが、主に予算説明書にて御説明をさせていただきます。初めに、予算説明書114ページ上段を御覧ください。消防総務事務に要する経費、2,589万3,000円は、各種災害対応及び消防行政事務を円滑に行うための委託料、使用料及び賃借料、負担金などが主なもので、令和5年度と比較して449万9,000円の増額となります。その要因としては、事務用品費や通信運搬費、取手市消防本部に設置してある気象観測装置を更新するための修繕料などが増額の主なものとなっております。AEDリース料236万5,000円や防火衣リース料675万3,000円などの使用料、賃借料のほか、消防活動のために必要な備品の購入費として、184万6,000円などを計上しております。続きまして、その下になります。いばらき消防指令センターに要する経費、3,955万円は、県内20本部33市町が共同で行う消防指令業務の維持管理に要する茨城消防救急無線・指令センター運営協議会負担金3,939万2,000円が主なもので、令和5年度と比較して1,458万2,000円の増額となります。その要因としては、いばらき消防救急無線・指令センターの通信業務を維持しながら、消防自動車や救急自動車に積載した車両動態表示設備の通信規格FOMAのサービスが令和8年3月末で終了となるため、新たに通信規格LTEの使用が可能となるよう、車両動態表示設備内の構成部品を交換することが必要になり、そのために負担金が増額となったものが主なものでございます。

続きまして、予算説明書115ページ上段、救急業務に要する経費、816万8,000円は、救急業務を行うための消耗品や医薬材料費及び救急隊員への感染防止予防接種業務委託料などが主なもので、令和5年度と比較して128万8,000円の増額となります。その要因としては、増加する救急需要に対応するために必要な救急消耗品費が増加となったことが主なもので、救急消耗品費372万7,000円、医薬材料費281万9,000円のほか、救急隊員の感染対策のため予防接種業務委託料24万円などを計上しております。続きまして、その下になります。消防団員に要する経費、4,788万8,000円は、消防団員の報酬や退職報償金及び各種負担金などが主なもので、令和5年度と比較して17万5,000円の減額となります。その要因としては消防団員報酬の積算人数が減員したことが主なもので、消防団員報酬2,027万4,000円、消防団員退職報償金1,200万円、消防団員退職報償負担金1,059

万9,000円、消防団用被服消耗品費139万9,000円、消防団員準中型免許取得助成金30万円などを計上しております。

続きまして、予算説明書116ページ上段、消防団の運営に要する経費、4,291万6,000円は、消防団員の出動報酬や運営交付金及び備品購入費などが主なもので、令和5年度と比較して68万8,000円の減額となります。その要因としては、備品購入費の減額が主なもので、消防団用消防ポンプ自動車1台を購入するため2,249万1,000円を計上しております。続きまして、その下になります。全国消防操法大会に関する経費、308万9,000円は、令和5年度茨城県消防ポンプ操法中央大会で優勝した第26分団が、宮城県利府町で開催される第30回全国消防操法大会へ出場するための訓練報酬や旅費、消耗品費及び備品購入費が主なもので、訓練出場報酬68万4,000円、旅費60万円、消耗品費56万5,000円、備品購入費82万7,000円などを計上しております。

続きまして、予算説明書117ページ上段、消防施設の整備に要する経費、1億8,441万5,000円は、平成12年から使用しており、現在は取手消防署へ配備している救助工作車1台の更新と新規に空中ドローンを配備するもので、令和5年度と比較して1億959万6,000円の増額となります。その要因としては、更新する消防車両の種類の違いによって購入費が増額になったものと、災害現場を俯瞰し、状況に応じた最善の対応ができるよう空中ドローンを新規に購入するために、備品購入費として1億8,441万5,000円を計上しております。以上で、令和6年度、8款、消防費、歳出予算の説明を終わります。

**○教育部長（井橋貞夫君）** 教育委員会、井橋です。私からは、教育委員会所管事項の歳出内容について、予算説明書を基にご説明申し上げます。まず、予算説明書118ページからとなります。9款、教育費、1項、教育総務費の通学送迎に要する経費、2,107万5,000円は、小堀・小文間・市之台・貝塚及び大留地区から遠距離通学をしている児童生徒の安全な通学手段を確保するために、スクールバス及びスクールタクシーを運行する経費として、送迎委託料及び公用車リース料を計上しているものです。

続きまして、119ページの9款、教育費、1項、教育総務費、教育振興に要する経費、7,731万3,000円は、主な内容としましては、令和5年度から2か年契約で民間業者に委託し、英語指導助手14名を市立小中学校に配置します。また、ヘッドティーチャー1名を追加配置し、15名体制で生きた英語を使つてのコミュニケーション体験を重視した授業を展開し、児童生徒の英語力の向上を図るとともに、コミュニケーション能力の育成や国際感覚等の養成を目指します。また、令和6年度に小学校の教科書が全面改訂され、教師用指導書及び教師用教科書を購入し、学習指導の工夫改善に活用するものです。

続きまして、119ページ下段、1項、教育総務費、教育相談に要する経費、4,463万円は、主に令和2年度より、取手市の新しい学校教育3つの取組として、全員担任制（小学校はチーム指導）、教育相談部会システム、2学期制に取り組んでいるところです。令和6年度も引き続き、学校連携支援員や学校教育相談員がスクールカウンセラー・スーパーバイザーとともに、各小中学校の教育相談部会に参加し、児童生徒の悩みや困り事に対して支援をしてまいります。また、昨年度より予算が増額している理由としましては、講師を招き人間関係づくりの授業や研修を市内20校に対し、順次実施していくため謝礼を計

上しているものです。

続きまして、123 ページの 2 項、小学校費、小学校教育設備及び教材費に要する経費、3,282 万 2,000 円は、学校教育に必要な教材等の整備を行い、充実した学習環境を図るものです。令和 6 年度は、新たに学校外で使用する機会が少ない教材を各学校に整備し保護者の負担を軽減するため、算数セット及び彫刻等を購入する経費を計上しております。

続きまして、124 ページ下段から 125 ページの 3 項、中学校費、中学校教育設備及び教材費に要する経費、1,820 万円は、こちらも小学校教育設備及び教材費に要する経費と同様に、令和 6 年度新たに学校外で使用する機会が少ない教材を各学校に整備し保護者の負担軽減をするため、彫刻刀を購入する経費を計上しております。

続きまして、126 ページ、3 項、中学校費、中学校建設事業に要する経費、1,133 万円は、ゆめみ野地区の人口増加により永山中学校の生徒数が増加していることに伴い、令和 8 年度以降の普通教室数が不足すると見込まれるため、既存校舎の内部改修工事の実施設計業務委託を行い、令和 7 年度の着工に向けて準備を進めるものです。

続きまして、127 ページ、5 項、社会教育費、生涯学習推進に要する経費、430 万 7,000 円は、市民の多様な学習意欲に応えるとともに、受講する方の知的好奇心を満たし、各テーマを深く掘り下げた学習機会を提供するため、政治・経済・歴史・文学・文化財などの身近なテーマから、哲学・科学・健康・医療など先端科学までの幅広い分野の講演を行います。また、令和 4 年度から実施しております学校運営協議会事業につきましては、令和 6 年度よりコミュニティ・スクール事業として予算を分割したものです。続きましてその下、コミュニティ・スクール事業に要する経費、1,325 万 2,000 円は、学校運営協議会を設置することにより、地域との組織的な連携・協力体制を継続的に行うとともに、学校の基本方針の承認を通して学校や地域、子どもたちが抱える課題に対して当事者意識を持ち、連携・協働による取組を継続して行います。令和 5 年度は小学校 6 校と中学校 1 校の 7 校で実施しましたが、令和 6 年度は市校長会と協議を行い、市立全小中学校で学校運営協議会設置を検討し、実施していく予定でございます。

続きまして、131 ページに移ります。5 項、社会教育費の放課後児童対策事業に要する経費、1 億 9,994 万円は、主な内容としまして、放課後児童支援員報酬 1 億 378 万 8,000 円、及び取手東小・高井小・藤代小 3 校の放課後子どもクラブ運營業務委託料 7,178 万 6,000 円となります。

続きまして、132 ページ下段、5 項、社会教育費、図書館活動に要する経費、1 億 716 万 7,000 円は、図書館及び公民館・駅前窓口等の市民に身近なサテライト施設や、学校連携における迅速な予約本の提供や返却受付を維持するため、引き続き、図書館システムの活用のための電算機賃借料及び図書配送業務委託料を計上しているものです。また、図書館やサテライト施設に出向くことが難しい方でも読書を楽しんでいただけるよう、電子書籍サービスを提供するため、電子図書館システム使用料を計上しているものです。その下、図書館資料購入に要する経費、3,197 万 2,000 円は、図書館の基幹機能である資料提供を遂行するため、様々な分野の図書館資料を収集するもので、市民の多様な資料に対するニーズに応えるため、図書館資料の充実を図るものです。

続きまして、134 ページ、6 項、保健体育費、中学校部活動地域移行事業に要する経費、795 万 3,000 円は、国により方針が示されました休日における部活動の地域移行動を行うため、今年度実施している軟式野球及び剣道の 2 クラブからさらに増やし、将来にわたりスポーツに継続して親しむ機会を確保し、多様な体験機会を確保するものです。また、主な経費としましては、会計年度任用職員任用に対する報酬及び共済費、報償費として、地域部活動指導員謝礼及び推進協議会委員謝礼などを計上しているものです。

続きまして、135 ページ、6 項、保健体育費、取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費、2 億 5,179 万 5,000 円は、指定管理者による充実した施設管理を行い、利用者の拡大を目指し、市民の健康、体力づくりの拠点としてのスポーツ・レクリエーションの普及発展に努めるものです。また、主な経費としましては、委託料として指定管理料、工事費として公共下水道接続工事及び機械室改修工事、負担金として公共下水道受益者負担金などを計上しております。

続きまして、136 ページ、6 項、保健体育費、社会体育施設管理に要する経費のうち、旧取手一中体育施設に関わる経費 372 万 3,000 円は、市民が安全で快適にスポーツを楽しむ場を提供するため、施設の維持管理のほか、今年度実施している体育館の耐震補強・大規模改修工事实設計に基づき、耐震補強・大規模改修工事に向けて単価入替え業務委託料を計上しているものです。

最後に 137 ページ、6 項、保健体育費、給食センター施設設備に要する経費、6,877 万 7,000 円は、主な内容としまして、学校給食センター施設管理業務委託料、給食運搬業務委託料、学校給食センター調理機器更新事業としての備品購入費となります。備品購入費につきましては、現在使用している真空冷却機 2 台が、設置後 20 年以上経過しており経年劣化が著しい状況にあることから、更新により安心安全な学校給食の提供及び調理作業の安全の確保を行うものです。なお、令和 6 年度予算書及び予算説明書には記載がございませんが、令和 5 年第 3 回定例会で議決を受けました、物価高騰に左右されない給食の提供を求める決議で提言いただいている、保護者の負担軽減を図りながら給食の量と質を維持するための措置への対応としまして、食材費高騰分に充てる賄材料費 5,711 万 3,000 円を令和 5 年第 4 回定例会において繰越明許費として計上し、既に予算計上していることを申し伝えます。教育委員会からの歳出の説明は以上となります。

**○政策推進部長（齋藤嘉彦君）** 政策推進部、齋藤です。続きまして教育費のうち、政策推進部所管の主なものをご説明申し上げます。予算説明書 129 ページ、市民会館・福祉会館管理運営に要する経費、1 億 3,637 万 4,000 円、前年度比 4,557 万 9,000 円の増となります。増の内訳といたしましては、市民会館・福祉会館指定管理料について、設備点検業務委託料の値上がりや光熱水費の高騰等による 566 万 7,000 円増のほか、市民会館舞台装置が設置から 51 年経過していることから、利用者の安全を確保し安心して御利用いただけるよう、舞台装置更新の工事請負費として 2,000 万円、より魅力的な芸術文化の振興を図るため、老朽化の著しい市民会館大ホールのピアノを更新する備品購入費として 1,991 万円を計上しているものとなります。

続きまして、予算説明書 131 ページ、アートギャラリーの管理運営に要する経費、

1,590万9,000円、前年度比159万8,000円の増となります。こちらについては、安心して作品展示ができる環境を整備するため、とりでアートギャラリーに監視カメラを設置する工事費用となります。政策推進部所管の事業につきましては以上となります。

**○財政部長（田中英樹君）** 財政部、田中です。続きまして、10款、災害復旧費です。ここからは予算書に基づき説明させていただきます。予算書291ページから293ページを御覧ください。この災害復旧費につきましては、災害により公共施設等に被害があった場合に、その復旧に対処するため科目のみの設定であります。

続きまして、11款、公債費です。予算書294ページを御覧ください。元金につきましては、40億3,888万2,000円を計上し、前年度と比較して1億4,921万円減となっております。主な理由としましては、減収補てん債が、平成20年度借入分の償還終了などにより1億6,510万円減となったことや、緊急防災・減災事業債が、平成25年度借入分の償還終了などにより2,719万6,000円減となったことによるものです。次に、その下の地方債利子償還金につきましては、1億5,978万7,000円を計上し、前年度と比較して720万4,000円の増となっております。主な増の要因としましては、合併特例債の令和5年度借入分の償還利子などによるものです。なお、元金と利子の内訳につきましては、予算説明書138ページに記載しておりますので、後ほど御覧ください。

続きまして、予算書296ページを御覧ください。13款、予備費につきましては、5,000万円の計上となっております。こちらは台風・集中降雨・大雪などの災害時応急処理経費や、突発的な公共施設の設備の修繕などに対して機動的に対応するためのものです。歳出予算についての説明は以上となります。

続きまして、予算書12ページの第2表、債務負担行為について御説明いたします。資料として、御手元に令和6年度当初予算債務負担行為設定資料を配付しておりますので、こちらを基に担当部長より御説明いたします。なお、公用車リース料と事務用機器使用料のうち、車両や機器の経常的な更新については説明を省略させていただきます。資料の4ページに内訳を掲載しておりますので、後ほど御確認ください。

まず、財政部所管分について御説明いたします。1ページを御覧ください。3番のふるさと取手応援寄附受付等業務委託は、現在契約しているポータルサイトとの契約を継続して行うとともに、年度をまたいだ返礼品の送付を行うためのものです。次に、4番のふるさと取手応援寄附クレジット決済手数料は、ポータルサイト上でクレジットカードによる寄附が生じた場合の手数料です。次に、5番のふるさと取手応援寄附郵便料は、寄附者が寄附をした自治体に送付するワンストップ特例申請書の郵送料を受取人払いにするためのものです。次に、12番の固定資産税不動産鑑定下落修正率算定業務委託は、令和7年度と8年度の固定資産税の課税に活用する下落修正率算定業務を委託するものです。財政部所管の債務負担行為については以上でございます。

**○総務部長（鈴木文江君）** 総務部、鈴木です。続きまして、総務部所管の内容について御説明させていただきます。債務負担行為資料6番の藤代庁舎照明器具LED化事業は、ESCO（エスコ）事業を活用し、令和6年度に藤代庁舎の照明器具のLED化改修工事を行い、令和7年度から令和11年度までは省エネ効果の測定と検証を実施するものです。

ESCO（エスコ）事業とは、省エネルギーに関するノウハウを持つ事業者が、最も効果が見込まれる改修提案を行い、設計・施工・維持管理を含む包括的なサービスを提供する事業となります。7番のサーバー室自動消火装置使用料及び8番のサーバー室入退出管理機器使用料は、令和6年6月にリース期間が満了する新庁舎にありますサーバー室の自動消火装置と入退出管理機器について、1年間の再リースを行うものです。限度額は令和6年度中に一括にて支払いをするため、ゼロ円となります。続いて9番、オンライン会議ソフトライセンス使用料は、市主催でオンライン会議を開催する際に必要となるソフトウェアのライセンス契約をするものです。期間は令和6年度から令和7年度まで、こちらも令和6年度中に一括にて支払いを行うため、限度額はいずれもゼロ円となります。続いて10番、事務用ノートパソコン使用料は、令和7年2月にリース期間が満了する事務用ノートパソコン210台について、新たに5年間のリース契約を行うものです。期間は令和6年度から令和11年度まで、限度額は9,754万7,000円となります。続いて11番、非常時連絡用タブレット使用料は、災害等の非常時における迅速な連絡体制を構築するための通信機能付タブレット端末について、3年間のリース契約を行うものです。期間は令和6年度から令和9年度まで、限度額は500万3,000円となります。上に戻りまして、2番の事務用機器使用料につきましては、別紙内訳にて御説明いたします。別紙内訳資料下段の、事務用機器使用料の内訳の2番について説明いたします。平成28年度に国が地方自治体に対して定めた新しい情報セキュリティ基準に適合するため補助金により購入したインターネット端末が老朽化したことに伴い、新たに65台について5年間のリース契約を行うものです。期間は令和6年度から令和11年度まで、限度額は2,471万6,000円となります。以上、総務部に関する債務負担行為についての説明となります。

○福祉部長（彦坂 哲君） 福祉部、彦坂です。続きまして、福祉部所管の債務負担行為について御説明いたします。債務負担行為設定資料1ページの下段、13番になります。保育施設利用オンライン申請システム運用・保守業務委託、99万円です。こちらは、保育施設利用の手続等をオンラインで申請するためのオンラインシステムについて、令和6年度から令和8年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。

続きまして、同ページ14番、生活保護等版レセプト管理システムソフト使用料、141万9,000円です。生活保護等版レセプト管理システムのオンライン資格確認に係る機能追加のためのシステム使用料で、令和6年度から令和7年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。以上が福祉部所管分となります。

○消防長（岡田直紀君） 続きまして、消防本部、岡田からは、消防本部所管の債務負担行為について御説明いたします。13ページ、15番、いばらき消防救急無線・指令センター更新費負担金でございます。消防自動車や救急自動車に積載した車両動態表示設備の通信規格FOMAのサービスが令和8年3月末で終了となるため、新たに通信規格LTEの使用が可能となるよう、車両動態表示設備内の部品の一部を交換していくものでございます。期間は令和6年度から令和7年度まで、限度額は736万4,000円でございます。以上で、消防本部所管の説明を終わります。

○教育部長（井橋貞夫君） 教育委員会、井橋です。最後に16番、常総市立水海道中学

校夜間学級運営経費負担金についてです。常総市立水海道中学校夜間学級は、茨城県内に住所を有し、不登校など様々な理由で義務教育を十分に受けられなかった人などの就学を受入れしております。取手市において、令和6年度より水海道中学校夜間学級に在籍する生徒がいることから、協定に基づく負担金を支出するものです。令和6年度に在籍する生徒の負担金は令和7年度に支出することになるため、令和6年度から令和7年度までの債務負担行為を設定するものです。以上で、債務負担行為の説明を終わります。

**○財政部長（田中英樹君）** 財政部、田中です。続きまして、予算書14ページを御覧ください。第3表、地方債について御説明いたします。今回、地方債として上げさせていただきましたものは、認定こども園整備事業など16件となっております。

最後にページを戻っていただき、予算書5ページを御覧ください。第4条、一時借入金であります。一時借入金の借入れの最高額を40億円と定めるものです。次に第5条、歳出予算の流用は人件費の流用について定めるものです。

以上、議案第29号、令和6年度一般会計当初予算（案）についてご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**○健康増進部長（渡来真一君）** 健康増進部、渡来です。大変申し訳ありません、1点訂正をお願いいたします。先ほどの私の予算説明書72ページ、母子保健に要する経費に関する説明の中で、国が新たに1歳児健診の費用を助成すると説明いたしましたが、正しくは1か月児健診の費用を助成となります。訂正をお願い申し上げます。

**○建設部長（前野 拓君）** 続きまして、建設部の前野です。大変申し訳ございません、私のほうからは2点訂正をお願いいたします。まず1点目ですが、予算説明書98ページ、道路改良に要する経費に関する説明の中で、井野台一丁目の市道4115号線の詳細設計業務委託料を763万3,000円と御説明いたしましたが、正しくは762万3,000円となります。もう1点ですが予算説明書100ページ、通学路整備に要する経費、野々井市道236号線の詳細設計業務委託料、538万2,000円と御説明しましたが、正しくは838万2,000円となります。訂正のほうよろしくようお願いいたします。

**○都市整備部長（浅野和生君）** 都市整備部、浅野です。議案第30号、令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算について、予算書に基づいてご説明申し上げます。それでは、特別会計予算書12ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書2の歳入から御説明いたします。1款、使用料及び手数料についてでございますが、行政財産使用料といたしまして1万円を計上いたしました。内容としましては、東京電力並びにN T Tの電柱敷地使用料でございます。

次に2款、国庫支出金ですが、防災・安全交付金といたしまして、2億8,482万円を計上しました。この交付金につきましては、取手駅北土地地区画整理事業に要する経費分となります。次に、社会資本整備総合交付金といたしまして、5,495万円を計上しました。こちらの交付金は取手駅北地区建築物整備事業に要する経費分で、取手駅北土地地区画整理事業区域内のA街区で進められております市街地再開発事業に対する補助金となります。次に、地籍整備推進調査費補助金216万円ですが、こちらは取手駅北土地地区画整理事業で実施する測量業務に対する補助金となります。

続いて、3款、県支出金、新市町村づくり支援事業費補助金3,363万7,000円ですが、これまで整備を行ってまいりました西口歩行者デッキ、サイクルステーションとりで、ウェルネスプラザの整備費などに対して借入れを行いました合併特例債の償還額の一部についての補助金となります。

次に、4款、繰入金、一般会計繰入金、6億5,841万3,000円ですが、事業費、地方債元金償還金、利子償還金及び一般職人件費等の財源が主なものでございます。

続いて、5款、繰越金、前年度繰越金は110万円。次に、6款、諸収入、雑入ですが、下水道設備更新負担金及び電線共同溝建設負担金として、894万8,000円を見込んでおります。

続きまして、予算書13ページになりますが、7款、市債です。取手駅北土地地区画整理事業債として2億7,530万円、取手駅北市街地再開発事業債として4,940万円を計上しております。

続きまして、予算書14ページ、3の歳出について御説明いたします。1款、事業費、1項、審議会費ですが、取手駅北土地地区画整理審議会に要する経費7万円です。これは審議会委員10名で1回分の報酬と旅費を計上しております。次に2項、総務費につきましては一般職人件費となります。

続きまして、15ページ、西口都市整備事業総務管理に要する経費125万9,000円ですが、主なものといたしましては、公用車2台のリース料及び取手駅北地区まちづくり協議会補助金となります。

次に、予算書16ページ、3項、事業費、取手駅北土地地区画整理事業に要する経費として、6億9,512万4,000円を計上しております。初めに、工事請負費5億6,880万4,000円の主なものにつきましては、新しい駅前広場開通後、暫定交通広場を撤去し、A街区の使用収益開始に向けた造成工事を行います。また、A街区周辺の都市計画道路築造工事を行い、新しい駅前交通広場では、駅ビル側のバスシェルターと横断防止柵、歩道平板などの設置を行ってまいります。

続きまして、予算書17ページの補償、補てん及び賠償金の建物移転補償費6,775万1,000円の内容につきましては、主に中断移転補償19件分となります。そのほか、工事に伴う補償費といたしまして640万円を計上しております。続きまして中段、取手駅北地区建築物整備事業に要する経費1億990万円は、A街区で進められている市街地再開発事業について、再開発準備組合が行う建築設計等に対して交付する補助金となります。

次に、予算書18ページをお開きください。2款、公債費につきましては、款の合計で4億4,628万5,000円を計上しています。内容といたしましては、地方債元金償還金が4億924万7,000円、地方債利子償還金が3,703万8,000円となります。

次に19ページ、取手駅西口都市整備事業特別会計予備費は、50万円を計上しております。

続きまして、予算書7ページに戻っていただきまして、下段第2表、債務負担行為でございます。こちらは公用車リース料となりまして、区画整理課分33万4,000円を限度額としております。現在使用している公用車のリース期間満了に伴い、引き続き再リースを

行うため、債務負担行為を設定するものです。

次に、8 ページ、第3表、地方債です。取手駅北土地地区画整理事業といたしまして2億7,530万円、取手駅北市街地再開発事業といたしまして4,940万円をそれぞれ限度額としております。

次に、28 ページをお開きください。債務負担行為の支出予定額等に関する調書となります。過年度議決分といたしましては、公用車リース料、土木積算システム使用料及び保守点検委託等となっております。

最後に、29 ページの地方債の現在高の見込みに関する調書について御説明いたします。合計といたしまして、前年度末現在高見込額57億1,496万6,000円、当該年度末現在高見込額56億3,041万9,000円となります。説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

**○健康増進部長（渡来真一君）** 健康増進部、渡来です。議案第31号及び議案第32号を続けて御説明いたします。

まず、議案第31号、令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。予算書を中心に御説明させていただきます。予算書33ページを御覧ください。国民健康保険事業特別会計当初予算の規模は102億71万7,000円で、前年度当初予算105億6,195万8,000円と比較しまして3.4%、3億6,124万1,000円の減となります。また、取手市国民健康保険の被保険者数の状況ですが、令和6年1月末現在、2万1,599人で前年度比964人の減となります。

それでは、歳入予算の主な内容につきましてご説明申し上げます。予算書41ページを御覧ください。1款、国民健康保険税、2項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税ですが、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれ現年課税分、滞納繰越分を合わせ、16億3,484万8,000円を計上いたしました。その下段、退職被保険者等国民健康保険税についても、それぞれ現年課税分、滞納繰越分を合わせ23万6,000円を計上し、全体では16億3,508万4,000円となり、昨年度と比較しまして1億3,791万5,000円の減となります。

次に、予算書42ページを御覧ください。4款、県支出金、1項、県補助金、1目、保険給付費等交付金、普通交付金、66億7,093万9,000円を計上いたしました。県が各市町村に交付する保険給付費等に要する経費となります。その下段、特別交付金、3億2,536万6,000円です。医療費適正化の取組などに応じて評価交付される保険者努力支援分や保健事業などの財政支援、激変緩和措置分を含む県繰入金、特定健康診査等負担金となります。

次に、予算書42ページの下段から43ページを御覧ください。6款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金です。5億6,194万6,000円を計上いたしました。内訳といたしましては、保険基盤安定繰入金3億5,980万1,000円、職員給与費等繰入金1億7,964万2,000円、出産育児一時金繰入金1,831万5,000円、未就学児均等割保険料繰入金387万9,000円、産前産後保険料繰入金30万9,000円となります。

続きまして、歳出について御説明いたします。予算書45ページを御覧ください。1款、

総務費、1項、総務管理費、国保事務に要する経費として、4,635万2,000円を計上しております。その主な内容ですが、予算説明書148ページに記載のとおり、納税通知書や被保険者証などの通信運搬費、及び国保連合が行っている共同電算処理等の手数料、国保事務に係る電算委託料でございます。

次に、46ページ中段から47ページを御覧ください。医療費適正化特別対策に要する経費として、医療費通知及びジェネリック医薬品差額通知やレセプトの2次点検業務手数料等として、1,277万3,000円を計上しております。

次に、予算書48ページ中段から49ページを御覧ください。国保税徴収に要する経費として徴収嘱託員の報酬、各種催告状等の郵送料及び電算処理委託料として2,128万3,000円を計上しております。

次に、予算書51ページを御覧ください。2款、保険給付費、1項、療養諸費については、1目、一般被保険者療養給付費に60億4,800万円、3目、一般被保険者療養費に4,800万円、予算書52ページの5目、審査支払手数料に2,723万8,000円を計上しております。その下段2項、高額療養費では、主に1目、一般被保険者高額療養費として9億円を計上しております。こちらは月々の医療費負担額が所得に応じた限度額を超えた場合に支払うものです。

次に、予算書57ページを御覧ください。3款、国民健康保険事業費納付金、1項、国民健康保険事業費納付金、1目、医療給付金分につきましては15億7,805万5,000円、2目、後期高齢者支援金分につきましては6億9,044万6,000円、3目、介護納付金分につきましては2億2,416万5,000円、合計24億9,266万6,000円を計上しております。

次に、予算書58ページから59ページを御覧ください。4款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費、1目、特定健康診査等事業費は、1億2,927万4,000円を計上しております。主な内容ですが、例年実施している特定健診及び健診予約の委託料、特定保健指導委託料でございます。

続きまして、予算書59ページから60ページを御覧ください。同じく4款、保健事業費、2項、保健事業費、1目、疾病予防費、9,272万6,000円を計上しております。40歳以上の被保険者に対する人間ドック受診に対しての補助金やがん検診等のワンコイン事業に要する経費となります。

最後に、予算書36ページを御覧ください。第2表、債務負担行為の特定保健指導業務委託ですが、特定保健指導の開始時期により年度をまたいでの実施となりますので、債務負担行為を設定するものです。議案第31号についての説明は、以上となります。

続いて、議案第32号、令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。予算書を中心に御説明させていただきます。予算書81ページを御覧ください。後期高齢者医療特別会計当初予算の規模は、歳入歳出それぞれ39億3,358万円とするものです。前年度と比較しまして約11.9%の増となっております。増額の主な要因は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するために、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直しなど、健康保険法等の一部改正に伴い、令和6年度の保険料率改定や被保険

者の増、医療給付費の増を見込んだ予算編成になっております。後期高齢者医療制度につきましては、75歳以上の方や一定の障がいのある65歳以上の方が加入する医療保険制度で、運営は茨城県後期高齢者医療広域連合が行っております。取手市の被保険者数の状況は、令和6年1月末現在2万1,585人で、前年同月に比べ1,008人増と年々増加の一途をたどっております。当市の後期高齢者被保険者数は、人口統計からも右肩上がりに増加することが見込まれております。それに伴いまして、後期高齢者医療制度に係る財源も増加するものと推測されるところであります。

それでは、歳入の主な内容をご説明申し上げます。予算書88ページを御覧ください。1款、後期高齢者医療保険料、1項、後期高齢者医療保険料です。年金からの引き落としとなる1目、特別徴収保険料として13億1,906万7,000円、2目、普通徴収保険料として現年・過年度合わせて6億9,649万2,000円、合計20億1,555万9,000円を計上しております。

次に、3款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、職員給与を含めた、1目、事務費等繰入金として1億2,416万9,000円、2目、保険基盤安定対策費繰入金として、医療費の12分の1の負担分と低所得者や被用者保険の被扶養者だった人に対する保険料軽減のための繰入金を合わせまして、16億9,757万9,000円。3目、健康増進事業繰入金として、健康診査及び人間ドック助成事業費、9,211万円を計上しております。

続きまして、歳出の主なものについてご説明申し上げます。予算書90ページの下段から91ページを御覧ください。1款、総務費、1項、総務管理費の下段、後期高齢者医療事務に要する経費としまして、1億6,409万1,000円を計上いたしました。主な内容としましては、後期高齢者健診事業委託料、後期高齢者医療広域連合市町村負担金、人間ドック検診助成金などとなります。

次に、予算書92ページを御覧ください。2項、徴収費です。保険料徴収に要する経費、494万9,000円を計上いたしました。納付書発送の郵送料や口座振替の手数料、普通徴収窓口納付分収納データ処理手数料が主なものとなります。

次に、予算書93ページを御覧ください。2款、後期高齢者医療広域連合納付金です。後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費として37億1,314万円を計上しております。取手市が徴収した保険料や医療費負担の市ルール分として県広域連合へ納付するものです。議案第32号についての説明は以上となります。

**○福祉部長（彦坂 哲君）** 福祉部、彦坂です。続きまして、議案第33号、令和6年度取手市介護保険特別会計当初予算について御説明いたします。令和6年度取手市特別会計予算書115ページ、歳入歳出予算事項別明細書下段の歳入合計欄を御覧になってください。予算説明書は161ページです。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92億82万5,000円を計上しました。昨年度当初予算の88億7,843万2,000円と比較しまして、約3.6%の増となっています。

初めに、主な歳入について御説明いたします。予算書117ページを御覧ください。1款、介護保険料、1項、介護保険料、第1号被保険者保険料ですが、20億6,211万円を計上しています。前年度と比較しまして3,168万7,000円の減となります。

3 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金、介護給付費負担金ですが、15 億 1,688 万円を計上しています。前年度と比較しまして 5,698 万 2,000 円の増となります。

続きまして、予算書 118 ページを御覧ください。4 款、支払基金交付金、1 項、支払基金交付金ですが、23 億 3,696 万 9,000 円を計上しています。前年度と比較しまして 8,100 万 2,000 円の増となります。支払基金からの交付金は 40 歳から 64 歳までの 2 号被保険者が負担する介護保険料分が主なものとなります。

続きまして、5 款、県支出金、1 項、県負担金、介護給付費負担金ですが、12 億 2,359 万 9,000 円を計上しています。前年度と比較しまして 3,601 万円の増となります。

続きまして、予算書 119 ページを御覧ください。7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金ですが、介護給付費繰入金・地域支援事業繰入金などで、14 億 4,404 万円を計上しています。前年度と比較しまして 5,885 万円の増となります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。予算書 127 ページ、予算説明書は 163 ページを御覧ください。2 款、保険給付費、1 項、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費ですが、31 億 4,028 万円を計上しています。前年度と比較しまして 2 億 4,012 万円の増となります。予算説明書は 164 ページとなりますが、施設介護サービス給付費についてとなります。こちらは 31 億 8,654 万円を計上しています。前年度と比較しまして 2,814 万円の増となります。

続きまして、予算書 132 ページ、予算説明書では 165 ページを御覧ください。4 項、高額介護サービス等費、高額介護サービス費ですが、2 億 1,189 万 6,000 円を計上しています。前年度と比較しまして 21 万 6,000 円の増となります。こちらは、介護サービスを利用した際の負担額が一定額を超えたときに、高額介護サービス費を支給し利用者負担の軽減を図るものです。

次に、予算書 135 ページ、予算説明書では 167 ページを御覧ください。3 款、地域支援事業費、1 項、介護予防生活支援サービス事業費、介護予防・生活支援サービス事業費ですが、1 億 8,700 万 1,000 円を計上しています。前年度と比較しまして 1,175 万 7,000 円の増となります。こちらは、要支援者に対して要介護状態になることの予防や、要介護状態の悪化の防止のために、日常生活の支援をするものとなります。

続きまして、予算書 136 ページ、予算説明書 168 ページをお開きください。2 項、一般介護予防事業費、地域介護予防活動支援事業に要する経費ですが、1,281 万 1,000 円を計上しています。前年度と比較しまして 81 万 9,000 円の増となります。こちらは、地域の実情に合わせて介護予防活動が展開されていくことを目指し、住民主体の通いの場等において介護予防活動をより効果的に行えるよう支援するものです。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。債務負担行為設定資料 3 ページの下段を御覧ください。オンライン会議ソフトライセンス使用料と介護認定審査会グループウェア使用料の債務負担行為を設定いたします。以上で、介護保険特別会計予算の説明を終わります。

**○まちづくり振興部長（野口 昇君）** まちづくり振興部の野口です。議案第 34 号、令和 6 年度取手市競輪事業特別会計予算について御説明いたします。なお、説明に当たりま

しては、特別会計予算書を用いて行わせていただきます。また参考としまして、予算説明書は176ページから177ページとなります。特別会計予算書1ページの予算総括表を御覧ください。競輪事業特別会計の令和6年度当初予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億3,377万5,000円とするものでございます。前年度比813万5,000円の減となります。

まず、歳入予算から説明いたします。特別会計予算書172ページをお願いいたします。1款、入場料収入、1項、入場料収入の特別観覧席入場料は、340万7,000円を計上しております。こちらは本場開催及び場外発売の特別観覧席への入場料となります。

2款、車券発売収入、1項、車券発売収入の通常開催車券発売収入は、20億円を計上しております。近年インターネット発売の売上げが増えていることなどから、前年度同様としております。

3款、車券発売副収入は2,000円、4款、財産収入は競輪事業基金利子として28万8,000円、5款、繰越金は前年同額の600万円を計上しております。

6款、諸収入、1項、預金利子は、普通預金利子として1万円を計上しております。同款2項、受託事業収入は年間で12開催を予定している場外車券発売の本場開催施行者からの開催委託料で、1億2,298万円を計上しております。同款3項、雑入は108万8,000円を計上しており、主なものとしては時効金収入となります。

続きまして、歳出予算を説明いたします。特別会計予算書174ページからとなります。1款、競輪事業費、1項、総務費の競輪事務に要する経費は、前年度比36万5,000円増の184万8,000円を計上しております。

次に、特別会計予算書の175ページから176ページをお願いいたします。1款、競輪事業費、2項、事業費の通常競輪事業に要する経費は、前年度比462万5,000円減の19億7,476万4,000円を計上しております。主なものとしましては、会計年度任用職員報酬として報酬を700万円、選手賞典費を含む報償費を8,949万2,000円、場内外清掃・警備業務・衛星通信業務の委託料、場外車券発売開催委託料、競輪業務実施委託料などの費用として委託料を2億8,662万3,000円、取手競輪場や場外車券発売に係る施設、ファン送迎バスの借上料などの費用として使用料及び賃借料を1,508万4,000円、全国競輪施行者協議会分担金や競輪開催共通経費負担金などとして負担金補助及び交付金を7,093万円、歳入の車券発売収入20億円の75%に当たる的中車券払戻金として、償還金利子及び割引料を15億円計上しております。

次に、特別会計予算書の177ページから178ページをお願いいたします。2項、事業費の場外車券発売競輪事業に要する経費は、前年度比387万5,000円減の1億3,281万8,000円を計上しております。主なものとしまして、会計年度任用職員報酬として報酬を3,840万円、統制業務管理委託料・場内外清掃委託料・警備委託料などの委託料として5,533万7,000円、施設借上料・ファン送迎バス借上料の使用料及び賃借料で2,866万4,000円を計上しております。

次に、特別会計予算書の179ページをお願いいたします。2款、公債費、1項、公債費の一時借入金利子償還金は、一時借入金利子として16万5,000円を計上しております。

続きまして、特別会計予算書の180ページをお願いいたします。3款、諸支出金、1項、諸支出金の競輪事業繰出金は、一般会計への繰出金として2,000万円を計上しております。

最後に、特別会計予算書の181ページをお願いいたします。4款、予備費、1項、予備費の競輪事業特別会計予備費として418万円を計上しております。以上、競輪事業特別会計予算の説明となります。

**○取手地方公平委員会事務局長（鈴木正美君）** 公平委員会事務局の鈴木です。よろしくお願ひ申し上げます。それでは、議案第35号、令和6年度取手地方公平委員会特別会計予算について説明をいたします。予算説明書は180ページをご参照願ひます。歳入歳出予算総額は69万円で、令和5年度予算と比較しますと5万9,000円、7.87%の減です。

まず、歳入についてご説明申し上げます。歳入は、関係団体7団体（取手市、守谷市、利根町、取手地方広域下水道組合、取手市外2市火葬場組合、利根川水系県南水防事務組合、常総地方広域市町村圏事務組合）からの負担金29万4,000円、繰越金39万6,000円でございます。

次に歳出ですが、予算説明書は181ページです。初めに、公平委員会事務に要する経費ですが、総額は24万4,000円で、前年度と比べ1,000円の減です。主な支出につきましては、需用費6万2,000円と各種負担金12万5,000円でございます。

次に、公平委員報酬等に要する経費ですが、総額が41万6,000円で、令和5年度予算と比べますと5万8,000円の減でございます。支出の内容は、公平委員3名分の報酬及び費用弁償でございます。以上、簡単ではございますが、議案第35号、令和6年度取手地方公平委員会特別会計予算の説明とさせていただきます。御審査のほどよろしくお願ひ申し上げます。

**○総務部長（鈴木文江君）** 総務部、鈴木です。以上で、令和6年第1回取手市議会定例会に上程させていただきます各議案につきましてのオンライン説明を終了とさせていただきます。